

公益通報者保護制度の実効性の向上  
に関する検討会  
ワーキング・グループ  
第4回議事録

消費者庁消費者制度課

# 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会

## ワーキング・グループ（第4回）

1. 日時 平成28年6月29日（水） 13:30～16:30
2. 場所 中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者  
(委員)  
宇賀座長、升田座長代理、光前委員、佐伯委員、島田委員、田中委員、拝師委員、山口委員  
(オブザーバー)  
井手委員、串岡委員、土田委員  
(消費者庁)  
板東長官、小野審議官、加納課長、太田企画官、大友課長補佐、川野政策企画専門官、佐藤政策企画専門官、中野政策企画専門官、渡邊政策企画専門職
4. 議事
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事
    - ・ 通報対象事実の範囲等について
    - ・ 不利益取扱禁止違反への行政措置・刑事罰
  - (3) 閉 会

### <資料一覧>

- ・ 資料1 通報対象事実の範囲について
- ・ 資料2 不利益取扱禁止違反への行政措置・刑事罰
- ・ 資料3 第4回ワーキング・グループにおける検討項目の整理
- ・ 参考1 資料1に関する参考事案
- ・ 参考2 公益通報者保護法逐条解説（抜粋）
- ・ 参考3 通報対象となる法律一覧
- ・ 参考4 立法後の米国及び欧州における公益通報者保護制度の状況

## 《 1. 開会 》

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので、只今より第4回「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」を開催いたします。

初めに、事務局において異動がありましたので、後任者に一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

○小野審議官 小野と申します。井内審議官の後任として参りました。よろしく願います。

○太田企画官 金谷企画官の後任として参りました太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇賀座長 それでは、事務局から本日の委員の出欠状況の報告と資料の確認をお願いします。

○加納課長 それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は委員の先生方には皆さん全員に御出席をいただいておりますが、山口委員は16時15分ぐらいに途中で退出されるというふうにお伺いしております。

それからこのワーキングの母体であります検討会からは、井手委員と串岡委員と土田委員もオブザーバーとして御参加ということでございます。

資料のほうでありますけれども、議事次第の資料一覧に書かせていただいたとおりでございますが、資料の1と2はそれぞれ前回のワーキングの資料、そのままでございます。今回新しく前回の御議論を踏まえまして事務局のほうで用意いたしましたのは資料3でありまして、検討項目の整理ということで、通報対象事実、それから行政措置・刑事罰について、前回のワーキングの御意見を踏まえまして、事務局のほうで整理させたものをお出ししております。

それから参考1から参考4までを用意しております。資料は以上でございます。

○宇賀座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

---

## 《 2. 通報対象事実の範囲等について 》

○宇賀座長 それでは、前回に引き続きまして、今回も通報対象事実の範囲、通報への不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰について検討したいと思います。

まずは、通報対象事実の範囲ですが、事務局には前回出されました意見を踏まえて検討項目を整理してもらいましたので、これにつきまして説明を事務局からしてもらいたいと思います。

それでは、よろしく願います。

○中野政策企画専門官 それでは、お手元の「資料3 第4回ワーキング・グループにおける検討項目の整理」という資料を用いまして、御説明させていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして、2ページ、「通報対象事実に関する主な検討項目」について御説明させていただきます。

第1、総論ですが、「1 効果ごとに通報対象事実の範囲を分けて考えるべきとの意見について」御議論いただきたいと考えております。

前回のワーキング・グループにおきましては、民事上違法となる通報対象事実と刑事罰に係る通報対象事実と分けて考えることは可能であるという御意見がございました。確かに通報対象事実の範囲が問題となり得る場面といたしましては、通報を理由とする不利益取扱いを民事上違法とする効力を生じさせる場面だけではなくて、行政の調査措置義務を生じさせる場面、不利益取扱いが行政措置の対象となる場面、不利益取扱いが刑事罰の対象となる場面など、様々な場面が考えられます。これら様々な場面において通報対象事実を同一に考えるのではなく、別々に考えることについて御議論いただきたいと考えております。なお、最終的に同一的に考えるにせよ、別々に考えるにせよ、分析的に検討すること自体は有用と考えておりますので、本資料におきましては分けて考えることとしております。

次に、「2 通報対象事実に明確性を要求する考え方について」御議論いただきたいと考えております。

3ページに移りまして、前回のワーキング・グループにおきましては、現場の人間が通報する事実は漠然としており、そのようなものも保護しなければならないという御意見がございました。しかし、公益通報を理由とする解雇は解雇権の濫用法理で保護されているにも関わらず、公益通報者保護法があえて公益通報を理由とする解雇が無効であると定めた理由につきましては、解雇権の濫用法理の内容、すなわち客観的合理性の内容ですとか社会通念上相当性の内容は抽象的であり、裁判における主張立証の対象が不明確でありまして、どのような通報をすれば保護されるのか不明確であることから、通報を理由とする不利益取扱いから保護されるための要件、効果を明確化し、そして要件を満たす通報は解雇から保護されることで、公益通報の結果に対する予見可能性を高め、公益通報者を保護する機能、そしてこれに伴い通報が促進され、違法行為が是正され、企業コンプライアンスに資する機能を期待したからであると考えられます。

しかし、漠然とした内容のものについてまで通報対象事実とするということになりますと、もともとの明確性を要求した機能が必ずしも妥当しないという見方もできますので、この点について御検討いただきたいと考えております。

次に、4ページ、「第2 具体的な検討項目」に移ってまいります。

まず、「1 罰則により担保されていない法律についてまで通報対象事実を広げること」につきまして、民事的効力の場面とそれ以外の場面について御議論いただき

たいと考えております。

まず、「(1) 民事的効力について」ですが、4ページ及び5ページの四角に囲ませていただきましたとおり、罰則により担保されていない法律の違反に関しましては、障害者虐待防止法、パートタイム労働法、男女雇用機会均等法、高齢者虐待防止法などが例として挙げられます。罰則により担保されていない法律についてまで通報対象事実を広げるべきという御意見もごさいますが、最終的に刑罰によって実効性の担保を図られていない法令の違反につきましては、違法行為の違法性の程度が典型的に低いとも考えられるため、このような通報を正当化するためには要件を別途検討する必要があるのではないかという疑問も生じるところでございます。

次に、「(2) 民事的効力以外について」は、例えば不利益取扱いを刑事罰の対象とする場面におきましては、構成要件の可罰性を確保するためには構成要件となる通報対象事実について、罰則により担保されている法律違反行為であることが必要であるとも考えられるところでございます。

次に、6ページに移りまして、「2 行政処分の対象となる法律違反以外の違法行為」につきまして、通報対象事実を含めることについて、民事的効力及び民事的効力以外の場面において分けて御検討いただきたいと考えております。そして民事的効力につきましては広げるべきかどうかという議論のほかに、広げるとして具体的にどのような事実を通報対象事実を含めるか、また条例についても通報対象事実を含めるか、というところに関しても御議論いただきたいと考えております。

まず、「(1) 民事的効力について」、「ア 広げるべきか否か」というところですが、行政処分の対象となる法律違反以外の違法行為が問題となった事案につきましては、6ページ及び7ページの四角で囲ませていただきました不当融資、パワハラ、教授選における業績詐称疑惑、論文不正、取引先企業の従業員の引き抜きに関する事案などが参考の事案として挙げられます。

行政処分の対象となる法律違反以外の違法行為についても広げるべきという御意見もごさいますが、通報対象事実をそもそも法令違反行為に限定している理由につきましては、法令違反行為以外の通報を認める場合、通報の対象が不明確となりますので、保護対象となると信じて行った通報が裁判の結果、保護されないという場合が生じるおそれがあるからであるとされております。更に行政処分の対象となる法律違反に限定している理由につきましても、公序良俗違反や不法行為などの範囲は抽象的なものとならざるを得ないため、同様の問題が生じるからであるとされております。そこで通報対象事実を仮に行政処分の対象となる法律違反以外に広げるのであれば、このような明確性を要求する趣旨との関係での検討が必要になると考えられます。

なお、行政処分の対象となる法律だからといって当該法律違反に該当するか否かの判断は必ずしも明確ではありません。近時においても大手証券会社の担当者がリ

スクが相当に高い金融商品の勧誘・販売をしたことについて、裁判所が当該行為を違法として損害賠償義務を認めた事案がございました。このような投資勧誘の事案は金融商品取引法上の適合性原則違反に当たる場合もございますが、適合性原則違反が認められず、信義則上の説明義務違反、不法行為とのみ判断される場合もございます。もっとも通報者には通報時点で金融商品取引法に明確に違反すると判断するのは困難であるところ、同法に反するとして通報したものの、結果的に同法に違反しないとして保護されないとすれば、通報を躊躇してしまうという事態も考えられるところです。

次に、9ページの「イ 広げるとして具体的にどのような事実を通報対象事実に含めるか」というところですが、想定される考え方に書かせていただきましたメルクマールを御参考にして御検討いただきたいと考えております。もっとも公益としての十分な評価が確立しているとは言えない内容の通報も保護の対象とすれば、企業の見込み可能性が損なわれ、混乱が生じる事態も考えられるため、このような点についても御検討いただきたいと考えております。

次に、10ページの「ウ 条例について」ですが、前回のワーキング・グループにおきましては、条例に基づく違反行為を通報対象事実に含めていない理由、すなわち地域によって保護される通報の範囲に差が生じることは適当でないから、とされている理由につきまして、再検討の必要があるという御意見がございました。そこで、この点を踏まえて条例について通報対象事実に含めるか否かに関しまして御議論いただきたいと考えております。

次に、11ページ、「(2) 民事的効力以外」の場面についてですが、例えば刑事罰を科す場面において通報対象事実に法令違反行為以外も含めるとすれば、可罰範囲が不明確となり、可罰性にも問題が生じるのではないかという見方も考えられるところがございます。また、仮に行政措置の場面において法令行為違反以外の抽象的な内容をも通報対象事実に含めるとすれば、通報対象事実に該当するか否かについての実質的判断が必要となるため、行政機関として法に違反した不利益取扱いか否かの判断ができないとも考えられるところではございます。

次に、「3 国民の生命、身体、財産その他の利益以外の保護を目的とする法令にまで通報対象事実を広げること」につきまして、民事的効力の場面と民事的効力以外の場面につきまして、分けて御検討いただきたいと考えております。

12ページに移りまして、国民の生命、身体、財産その他の利益以外の保護を目的とする法令の違反につきましては、12ページ及び13ページの四角で囲まさせていただきました地方公務員法違反、消費税転嫁対策特別措置法違反、入管法違反、税法違反などの事案が例として挙げられるところでございます。

このような特定の目的による限定を外すべきという御意見もございましたが、現行法の通報対象事実が国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に

限定されている理由は、公益通報者保護法が国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的としているからと考えられます。そうすると仮に国民の生命、身体、財産以外の法律違反についてまで通報対象事実を広げるとすれば、法目的の変更まで検討が必要になるのではないかと考えております。

次に、14ページに移りまして、「(2) 民事的効力以外について」ですが、例えば行政措置を行う場面におきまして国民の生命、身体、財産等の保護を目的としない法令についても通報対象事実を含めた場合、これら法令の遵守のために消費者庁が行政措置を行うための根拠について別途検討が必要ではないかとも考えられるところでございます。

次に、「4 政令で列挙する方式について」維持するか否かにつきまして、民事的効力の場面及び民事的効力以外の場面について、分けて御検討いただきたいと考えております。

15ページに移りまして、現行法の通報対象事実が政令において列挙されている理由につきましては、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を目的とする法律について明確化する必要があるためであると考えられます。仮に国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を目的とする、という限定を残した場合、政令で列挙するという方式を外すのであれば、この明確性に反する事態になるとも考えられるため、このような点をどのように対処すべきか御検討いただきたいと考えております。

次に、「(2) 民事的効力以外について」ですが、例えば行政機関の調査措置義務の場面において、政令で指定しなければ通報を受けた行政機関にとって通報対象とされた法律が調査措置義務を負う法律か否かが分からないのではないかと。また、刑事罰を科す場面におきましては、政令で指定しなければ対象範囲が不明確となるのではないかとということも考えられるところでございます。

また、最後に、前回のワーキング・グループにおきまして座長から御指摘がありました英国公益開示法の最近の改正について少し御紹介させていただきます。

お手元の「参考4 立法後の米国及び欧州における公益通報者保護制度の状況」という資料を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料の4ページ、「その後の改正」という部分が公益開示法の改正に関わる部分でございますが、2013年の企業規制改革法の改正によりまして公益開示法の改正がなされまして、その結果、通報の要件として公益性が要求されることになりまして、通報対象事実に関しまして公益に資するものであるということが必要となったということでございます。

それでは、通報対象事実に関する説明は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございました。

只今の説明資料をもとに通報対象事実の範囲についての御議論をお願いいたします。

す。

○升田委員 個々の論点に入る前にちょっと二、三、伺いたいんですが。

前回のワーキング・グループの意見で取り上げておられるんですけども、私も相当色々お話しさせていただいたと思うんですけど、ざくっと読んでみると、記載していただいていない部分が多々見受けられるんですけど、これは何か選別される基準がおありなのかどうなのか、というのが1点。

それから今、英国の法律でしょうか、いただいて。中身はちょっと原本を見ていないのでよく分かりませんが、従来この会議ではアメリカの法律がどの程度紹介されたかというのはよく分かりませんが、少なくとも韓国の法律を何か参考にとすることで資料として提出していただいて、それに規定されているから積極的に採用したらどうかと、こういうニュアンスの御意見だったと思うんですが、世界、言うまでもなく200カ国前後の国があつて、なぜ韓国だけを参考にしないといけないのか。大体200カ国ぐらいある中で公益通報制度があるかないかという点で、ない国も多々あるわけですから、やはり韓国だけを引き合いに出して参考にするというのは、それはいくら何でも片手落ちのような気がするわけですね。

ですから、少なくとも従来の経緯でいえばEU諸国については、やはり紹介いただく必要があるのではないかという気がいたしますのと、今、英国の制度を御紹介いただいたといいますか、具体的にどういう内容なのかというのは詳細は分かりませんが、御存じのとおり、昨今の出来事でイギリス自身といいますか、イギリスと呼んでいいかどうかも分かりませんが、より正確には連合王国と呼ぶべきなんでしょうけれども、法律制度が今後どうなっていくのかというのと、スコットランドのそういう動きやら色んな動きがあるので、将来的におっしゃっている分で維持される見込みがあるのかどうなのか、その辺りがちょっと分からないので、別に今日ここでそういう調査をはっきりさせてほしいというつもりはありませんけれども、従来の議論に照らしますと、やはりそこは一つ公平を期すためには是非御検討をお願いしたいと。

最初の点は、これはより個人的なことに関わるものですから、それぞれのところを見ていかないといけないと思うんですけども、今御紹介いただいたところの前回のワーキング・グループという中に載せていただいている部分もありますし、載せていただいていない部分もあると思いますので、是非そこはどのような基準なのか御教示いただけたらと思います。

○加納課長 まず、1点目の御意見の点でございますけれども、前回色々この論点について意見が出た中で、更に議論を発展させていく価値といいますか、そういう検討の余地があるものについてはできるだけ拾う、という観点で拾ってみたつもりでございます。従いまして、ニュアンスとして検討を前向きにやるという前提で、このペーパーとして作りができていくというふうな印象を持たれたということかもしれない



いんですけれども、私どもとしましては、検討はできるだけ尽くしたいというふうに考えておまして、検討の余地があるものについてはできるだけ拾っていききたいと。

ただ、当然検討する上で慎重に見るべきところというのも当然あるというふうに思っておりまして、積極的な意見に対して慎重な御意見といたしますか、懸念もあるというところについてもできるだけ拾ったつもりではございますけれども、まだちょっと私どもが至らないところがあるかもしれません。そこはむしろこういう点はまだまだ検討の必要がある、というところは御指摘いただきましたら、それを受けて私どもも検討してみたいというふうに思っております。

○宇賀座長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 いたずらに混乱させるつもりは全くないんですけれども、二つありまして、一つは「前向きに」という言葉と「検討に値する」というところが基準、重要な判断基準だとしますと、今「慎重に」というのと「懸念」という具合におっしゃいましたけれど、比較的明快に反対であるという意見を述べたのは多々あるわけですね。そうするとそこが検討に値しないとおっしゃるのであれば、それは発言しても無意味だということになりますし、それから最初におっしゃった「前向きに」ということでありますと、前向きでない意見であれば、これは自動的に載せる意味はないんだということになりますと、これもまたここで発言する意味がないということになりますと、所詮ここで何をお話ししても取り上げていただけないということであれば、全くここにいる意味すらないと、こういう具合に考えざるを得ないわけですが、それはそういう御趣旨であれば、そういう前提で色々物事を考えていききたいと思っておりますけれども、ざくっと読んだだけでも、必ずしも今、課長がおっしゃったようなことで整理されているとも思えませんので、そこらはやはりどういうことなのかというのは、やはり疑いを持つということが否定できないということですので、一つ御留意いただきたいと思います。

○加納課長 はい、分かりました。ちょっと私どももできるだけ升田先生の御意見も勘案した上で資料を。もちろんこれはあくまでも叩き台ということでございますので、これで何かをするということが決まっているというものでは全くありません。これを叩き台にして御議論いただいて、それに元に更に私ども検討していききたいという趣旨でございます。

○島田委員 私も事前に申し上げたことでもあるんですが、この種の会議のこういう資料の作り方として考えると、方向性が示されるという場合もあるわけですね。今回見ると色々消極的な意見や問題点があるということに対しては、いや、そうではない方向があるんじゃないかという、そういう資料の作り方で、これちょっとこれまでのワーキングの議論を反映してこうやっているというのについて、若干疑問が浮かび上がってくると思いますので、この方向でと全体で確認したことなら結構なんで

すけれど、ちょっと今回については、ややある一定の方向性が示されているようなふうを受け取られる部分があるので、この点御留意いただければというふうに思います。

○宇賀座長 拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 資料で検討項目を整理して取りまとめているんですけど、先ほど加納課長がおっしゃったように、基本的には最終的な取りまとめについては当然取りまとめという形での案が出てきて、それを元に議論するということになると思います。今回の資料はあくまで議論の途上の整理のものという位置付けで私も読ませていただいています。その範囲ではそれほど問題があるのかなというふうに思っております。反対意見をそのまま反対と書くのか、あるいは反対の方向の趣旨を踏まえて、論点として入れ込んでいくのかということなので、そこはそれほど神経質にされずに意見を色々言っていただければというふうに思っています。

それから外国法の取扱いの問題なんですけれども、基本的にはどんな法律でもそうですけれども、やはり法律というのは実際法律を作ってそれを運用してみないと、思ったような成果がきちんと上がるかどうかというのは分からないんです。それは日本だけではなくて、世界各国どこでもそうだと思うんですね。そういう中でどの国も試行錯誤しながら色んな知恵を絞って、あるいはほかの国で先に同じようなことをやっているのであれば、そういうものも参考にしながら積極的に取り入れて、色んな検討をしてやっていくということだと思っています。

ですから、今の日本の公益通報者保護法がイギリス法をかなり参考にして作ったということは間違いなくと思いますけれども、決してそれに留まるということではない。例えば韓国法については日本法、米国、英国なんかの法律も踏まえて検討されたというふうに立法担当の方もおっしゃっていました。それから個人的な感想ですけれども、韓国法ってかなり法体系が日本に似ているというふうに思っています。そういう意味ではむしろ欧米諸国の法律よりもより日本に近い形で実践されているという意味では、参考にする価値というのは非常に高いのかなというふうに思っています。

ですので、韓国法そのものも韓国でやっているから即、日本法にそのまま丸ごと入れるという趣旨ではなくて、やはりそういう社会的なある意味チャレンジを各国がやっている中で、韓国のほうが少し進んだチャレンジをしているものについてどう評価するのか、という視点での議論というのは必要かなというふうに思っています。そここのところは同じフラットな目で見ることがあるかなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○升田委員 今回の外国法の点は是非少なくともEU諸国は動向が非常に重要だと思いますので、御検討いただきたいと思いますが、もう1点だけ、従来申し上げていたんで

すけれども、判例を引用して色々議論を積み重ねておられるわけですが、この判例については掲げておられる判例と異なる下級審、いずれにせよ、下級審の判例を引用しておられるわけですが、それと異なる内容の判例も問題によっては結構ありますし、それから問題によっては対立するのは1件ぐらいあるという、こういう状況で、一方的にこの進んでいきますか、論述の方向性に沿ったものだけを引用されるというのは、やはり中立あるいは公平な議論のためには、それはやはり問題であると思いますので、それはやはり是非改善していただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

前回、条例の話をしていただきましたときに、前提について御説明する前に御意見が出て、そのために全く違う前提での御議論になって、速記録を読んでも全く噛み合わない議論になっていましたので、少し前提を説明させていただきますと、私は政令で全部条例を列記すべきだということを全く考えておりません。それから一定の種類、健康とか環境に関わる条例を全部洗い出す必要があるということも全く考えていないわけです。私が申し上げたかったのは、前回の立法のときになぜ条例による刑罰を含めていないかについての理由について地域によって差が出るからというのは説明としていかがかということなのです。だから条例で刑罰が設けられている場合を対象にするにせよ、しないにせよ、制定時の理由は多分成立しないので、この理由は再検討する必要があるのではないですかという趣旨に留まります。

もう少し敷衍いたしますと、法律と条例の関係は御存じのとおり、一律適用方式、根拠法規区分主義、そして組織区分主義があるわけですね。公益通報者保護法は、対象法令については組織区分主義をとっているわけです。組織区分主義をとったときには、法律と条例の関係についてマキシマム規制にしない限りは条例で自由に定められますから、地域によって差が生ずるわけですね。現に幾つかの自治体は自ら公益通報者保護条例とかコンプライアンス条例というのを作っております。ですから、地域によって差が生じているわけですね。ですから、条例による刑罰を対象としない理由として地域によって差が生ずるからという理由は成り立たないだろうから、この理由は再検討する必要があるという趣旨でございます。

○升田委員 宇賀座長のお話と私の話で噛み合っていないというのはその通りで、もうちょっと振り返りますと、もともと法律を作ったときにももちろん条例があるということはその通りではあるわけですが、表立った議論をどこかでされたかどうかというのは議事録を全部読まないとは分からないんですけど、少なくとも参画した者の相当数は、条例と法律を比較してやはり条例のほうがより重要性といいますか、重大性において差が相当あるというのが第1点で、二つ目は、条例といっても全国に御存じのようにたくさんあって、一体どれをどう処理するのかということもありますし、現実には条例を政令指定としますとそれこそ膨大な数になるということと、その前にどう載せるかというのを決めないといけないわけですが、そうい

ったこととか、それから周知性においてはやはり法律とは格段の差があるわけですし、少なくとも列挙するという点では、全員問題なく「しない」という判断であったとは思われます。ただ、それは関与された方がたくさんおられますので、その方に色々聞かないと分かりませんけれども。そういう状況はあったと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。私も条例による罰則をすべて列挙するのは困難だと思っているんです。ですから、それを主張するつもりは全くないんですね。ただ、条例による刑罰が法律による刑罰よりも重要度において劣るかという点とそういう考え方は一般的に採られていないわけです。条例でも最大2年以下の懲役まで定められるわけですね。法律による刑罰でも罰金だけのものもあるわけです。ですから、法律による刑罰のほうが条例による刑罰よりも重要だからという理由は、恐らく成り立たないんだらうと思います。ただ、列記するのが大変であるということはその通りだと思っております。そういう主張をするつもりは全くございません。ただ、地域によって差が出るということを経由とする点については、現に地域によって差が出ているわけですね。むしろ一括適用方式のほうが組織区分主義よりもマキシマム規制のもとでは地域による差をなくすということではできるわけです。だから地域による差が出るからという理由で、というところを再検討する必要があるだらうという、そういう趣旨です。

○升田委員 当然ですけれども、全国的に色んな条例が制定されていますので、先ほども申し上げた全国的な差という具合に言われるとその面はありますけれども、周知度とか予見可能性という観点からまた別の論理が出てくるように思いますので、それは御留意いただきたいと。

○宇賀座長 いや、周知度といっても、要するにその地域の中で周知されていけばいいわけです。つまり、条例による刑罰を対象にするという点と、ある自治体の刑罰が日本全部に適用されるという印象を与えてしまうかもしれませんが、そのようなことは一般的には、あり得ないわけですね。というのは、条例はその地域でしか適用できないのが原則ですから、原則として、その地域内で周知されていけばいいわけで、全国的に周知されている必要はないということです。

○升田委員 ただ、先生も御承知のとおり、それ以外の、つまりその地域以外の人にも適用される可能性があるわけですね。ですから、それはやはり一つの重要な論点だと思えます。

○宇賀座長 ただ、それは全ての条例について言えることですよ。

○升田委員 もちろんです。

○宇賀座長 ほかいかがでしょうか。島田委員、どうぞ。

○島田委員 ちょっと最初に、多分この第2の1の議論になろうかと思っておりますので、資料について御質問したいんですが。

4ページで、パートタイム労働法違反の事案というのが一つ挙げられています。

これはどういう趣旨で挙げられたのかをもう少し説明していただきたいということ、それから5ページでは男女雇用機会均等法違反って書いてあるんですが、これは何をもって違反と言われているのか、その2点をちょっとお伺いしたいんですけど。

○中野政策企画専門官 パートタイム労働法違反及び男女雇用機会均等法の違反に関しましては、いずれも行政の規制の対象となり得る法律であります。罰則により担保されていないという特殊性がございます。そういうことで現行法の通報対象事実には含まれていないことから、例として挙げさせていただいた次第でございます。また、男女雇用機会均等法に関しましては必ずこの違反が生じるということで申し上げているわけではなく、これが問題になり得るのではないかとということで挙げさせていただいている次第でございます。

○島田委員 いや、お聞きしたのは、パートタイム労働法違反のこの民事の事案が軽微とは言えない事案だという理解ですか。

○中野政策企画専門官 それは見方にもよるかとは思いますが、民事上違法とされている以上は見方によっては軽微とは言えないと判断される場合もあるとは考えております。

○島田委員 いや、だけど、民事上の問題じゃなくて、刑事上の問題を言っているんでしょう。そうではないということですか。つまり、8条の1項の要件を御覧になれば分かると思いますけれど、極めて厳格な要件なんです。つまり、単にパートの方と正社員の方の労働条件が違うから違反だという話では全くないわけですよ。そういうような事案について、この法律の対象としようというのはおよそ無理があるわけで、これがどうして例として挙がってくるのかよく分からないということと、それからもう一つお聞きしたのは、男女雇用機会均等法違反って、この事案で何が違反だったんですか。

○中野政策企画専門官 まず、男女雇用機会均等法違反に関して申し上げますと、この事案の中では男女雇用機会均等法そのものは問題となっております。

○島田委員 ですよ。

○中野政策企画専門官 はい。

○島田委員 ですから、男女雇用機会均等法違反というのはおかしいですよ。

○中野政策企画専門官 あくまで客観的に評価した場合にセクハラの通報が問題になっている事案でありますので、セクハラに関しては男女雇用機会均等法におきまして、事業者には是正措置義務等が課されておりますので、そういう観点から問題になり得る場合もあるのではないかと考えて記載させていただいた次第です。

○島田委員 でもあくまでも規定しているのは事業主に対して防止の措置をとりなさいということですよ。セクシュアルハラスメント自体が違法というような規定はないですよ。だからこれは男女雇用機会均等法違反の判例ではないはずなんです。

そうすると結局、現行でいくとやっぱりセクシュアルハラスメントというのは、例えば不法行為、性的自己決定権の侵害とか、パワハラであれば人格権の侵害と、こういうことなんですよね。結局一般法理の話になっていって、それは非常に明確性に欠ける問題が多いんですよね。ですから、ここでどうして挙げられているのかなというのがちょっと私にはよく分からなかった。それは申し上げたことではありませんが。

○宇賀座長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 今、島田委員のおっしゃったことは私も他の問題でもありまして、従来のペーパーで判例が引用してあるわけですね。ペーパーを裏付ける方向で引用してあって、裏付けるかのごとく文言が書いてあるんですけれども、これは釈迦に説法だとは思いますが、下級審の判例をお読みいただいたときに、色々リップサービスの判断部分というのが結構あって、判決理由の部分と傍論の部分があって、大体気前のいいことを言っているのは傍論の部分が少なからずあるということで、傍論の部分を幾ら引用されてその文言を書かれても、それは何の根拠にもならないわけですね。それから前提となる事案を本来であればきちっと紹介した上で、なぜそれがこうなるのかという議論をしない限り、判例を、さっき申し上げたように、結論が違う判例も載せておられないのと、載せておられる判例自身もきちんと分析されたとは到底思えない記載もあるわけですね。ですから、それで議論をするということ自体やはり誤解を招くわけですし、最終的にどういう報告書にされるか分かりませんが、早速そこを突かれたらもうその論拠はなくなるということになってしまうということは、お伝えしておきたいと思います。

○宇賀座長 ほかいかがでしょうか。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 私のほうからは前回は申し上げましたけれども、基本的に通報対象事実についてはやはり通報する人の視点で捉えていただきたいというふうに思っています。個別の列挙方式ではどうしても普通の一般の方が通報するときに法律の適用があるのかなのかというところで逆に戸惑ってしまうと。ですから、ある程度抽象化した基準で通報対象事実自体は広げておいたほうがいいだろうというふうに思っています。

それで先ほどイギリス法の紹介をしていただいたんですけれども、イギリスではそういう抽象的な基準でずっとやってきていて、それについて特に大きな問題が起きたということは逆にはないわけですよね。そこを逆に列挙方式に変えるという動きもあるという話は聞いていませんので、そういう列挙方式でやって明確性が問題になって、法律が機能しなくなるということは、実際には起きないのかなというふうに思っているんですけれども。ただし、刑事罰であるとか行政処分であるとか、そういうものと結びつけていったときには当然それなりの明確性というものは要求し

なくてはいけないという意味では、二段構えでいくしかないのかなとは思っていません。公益通報者保護法全体の網のかけ方としてはやはり抽象的な形でやっておく。一定の明確性がそれほど要求されないようなルールについては広く網をかけていくという方法がいいというふうに思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 先ほど来、裁判例の扱いが議論されていますけれども、現行法のもとで公益通報者保護法の保護対象でない事実を通報した場合に、通報者は、どういう考慮要素のもとで保護されているかを考えるのがいいと思います。公益通報者保護法の対象事実でなくても、一般法理によって保護され得ると、そこは異論ないわけですが、なぜそういう二段構えにしているかということを見ると、一つ考えられるのは、一般法理のもとでの保護要件は公益通報者保護法とは違うと。何かもう少し厳格な要件を課す必要があるとか、この法律の同じ要件のもとで保護されると例えば濫用が広がるとか、要は保護されるという結論が妥当でないような場合があるとするれば、それは、公益通報者保護法の対象事実を限定する理由になると思います。ですから、是非御検討いただきたいのは、個々の裁判例において、一般法理によって通報者が保護されるための考慮要素が、公益通報者保護法による保護要件と違っているのかと。どこかより厳格に保護されている部分、保護されるためにより厳格な要求をしているところがあるのかということですね。仮にそういうものがあるとして、それは確かにそういうものを要求することは理由があるというのであれば、そこは公益通報者保護法の対象事実から外すという積極的な理由になると思うわけです。なぜ公益通報者保護法の対象となる法令を限定するのかについて、積極的な理由がこれまでのところあまり議論されていないような気がしております。例えば、明確性というのは、前回も申し上げましたけれども、対象法令を列挙することによって、かえって、ある法律に違反しているというだけではその違反事実を通報することが保護対象になるかどうか判断できなくて、その法律が列挙されているかどうかを通報者は調べなければならない結果になっていますから、通報者にとっての明確性というのはあまりないように思っているんですね。ですから、対象事実を限定するなら限定する理由があると。限定しないと、例えばこういう法令の違反に関して通報者を保護するには、この法律による保護要件では広すぎる、濫用的な通報が起り過ぎるんだというような議論が示されると、対象事実を限定する根拠になると思います。現在の裁判例を検討すると、そういった理由付けが出てくるのかどうか私は分かりませんが、もし裁判例を検討されたとしたら、そういった方向からの検討を是非していただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○**弁護士委員** すみません。先ほど議論に出ていた条例の関係なんですけれども、私の意見だと先ほど言ったように、一般的には広い要件立てにして幅広く対象範囲に含めるべきだということで、当然条例も入ってくるというふうに考えています。個別列挙は難しいにしても、そういう一般的な要件立てであれば条例も含まれるでしょうし、そもそも地方分権をこれからはもっと推進していかなきゃいけないと言われている中で、条例の位置付けというのはもっと重視されなくてはいけないというふうに思っています。権限だけが地方のほうにあって条例を作ったとしても、それがきちんと回っていかなければ意味がないわけで、そういう運用を強化するという意味でも通報の対象に入ってくるということは非常に大事だと思います。それから各自治体の通報窓口の整備状況なんかはかなり惨たんたる状況だと。頑張っているところは頑張っているけれども、全体的に見ると非常に遅れているというふうに思っています。そういう各自治体の公益通報に対する意識とか整備を高めていくという意味でも、やはりここは公益通報対象事実の中に条例違反も含まれ得るんだということは、はっきり出していてもいいのかなというふうに思っています。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○**島田委員** この法律の前提として公益であるということがあって、それでこれまでは犯罪行為に関わることは間違いなく公益であろうということで、ここに限定してきたらと思うんですね。それを、じゃあ、広げていく場合にどうするかといったらもう少し慎重に考える必要があって、例えばさっき出ていたパート法の問題についても、これを公益と考えるのかどうなのかってなかなか微妙な問題が多々あるわけですね。そういう問題を含めて全て考えていくのが果たしていいのかということですね。それで確かに今の現行の列挙方式というのは、別表があってただ法律がずらっと並んでいるだけですから、確かにこれを見てどうしろって言われても一般の方は分からないというのは、前から申し上げているように、私もそうだろうというふうに思っています。

ただ、一定の限定が必要であるとしたら法律で限定をして、何が公益かということで。それは何でもそうですけど、実際に一般の方か何かやるときに法令を見てやるというよりは、実際にはホームページに載っているマニュアルだったりガイドライン、何ていうんですかね、ガイドブックというんでしょうか、こういうのを見て判断されるわけで、そこで大体のことが分かるような作りはできるんじゃないかというふうに思っております。したがって、ある程度範囲を限定する、公益という範囲に限定する、その場合の公益ってどこまで広げて考えるべきなのかという議論をした上で考えたほうがいいのではないかと。今の列挙方式がだめで、あとは全てだったら何もないで抽象的というんで、果たしてうまくいくかというのと、必ずしもそうではないんじゃないかというふうに私は思っています。



○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 ちょっと最初の問題に若干関連するんですけども、2ページのところでもう一度よく読むと、想定される考え方ということで「2」という注がありまして、それをよく読むと、「議論の整理のために、予め事務局で考え得る見解として想定したもの」、ここがちょっと腑に落ちないのは、先ほど申し上げた前回のワーキング・グループにおける意見で全く反対説の意見がなかったということを前提にしておられて、反対の意見による見解というのは「得る」すらもう認められないということで排除されているとしか読めないわけですけども、これ、ですから、先ほど来議論がありますように、一定の方向性を示唆するどころか、もう決めてしまっているとか言いようのない内容になっているわけですね。そうしますとここはやはり私としては重大な疑義があるという具合に思いますし、前回のワーキング・グループにおいて全く拡大の必要はないという具合に申し上げていますので、それは是非記載していただきたいという具合に思います。

それから二つ目、列举がどうかというのは、これも法律制定のときに、今色々な御意見がありますけれども、もちろん公益ということですので、犯罪ということが非常に強く意識されていまして、ただし、犯罪だけでは、直接犯罪になるものだけではやはり狭いというようなことから、処分を経て犯罪になるということで拡大するという見解でまとまったという経緯があります。

それからこれも意見として出ていますけれども、これは何も一般の人が公益通報ということ的前提としていけませんで、基本的には労働者ということですから、コンプライアンスが相当徹底されているという前提を踏まえて、当然自分の関わる仕事のコンプライアンス上の問題は知っているか、あるいは容易に知り得るということですので、当然そういうことの担保もあるという前提であったことは、やはりここで御留意いただきたいと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 私は今日配付された資料を初めて見たときに、前回の第3回の議論があつて、その上でこの議論を先に進めるためにはこういう形でないとちょっと先へ進まないかなということで、私もちょっと最初この第1の総論の1、この分け方というのはちょっと最初びっくりしたんですけども、このような形も一つの考え方としてはあるものと考えておりまして、今もうこの考え方で先に進めなきゃいけないかどうかはまだ未了であるというふうに理解をしております。ただ、今日、前回議論があつた、要するに通報対象事実を広くするかどうかという問題と、それに対する効果をどうするかという非常に公益通報者保護法の中で重要な問題、この二つを取り上げていくとこういう分け方というのも意味があるわけですね。だけれども、例えば

一般の方々にとってみても、通報対象事実の範囲を分けて考えるというのはこれまでの公益通報者保護法とはかなり内容が違ってくるということで、例えばほかの問題を、これから色々議論するほかの問題にもやはりこの分け方で何か整理をしていくのかどうか、その辺はちょっとまた検討しなきゃいけない部分があると思います。

確かヒアリングの段階で、島根県の自治労の方にヒアリングをして、あれは確か裁判例があったと思うんですけども、裁判所が公益通報に当たるかどうかというところを議論して、通報対象事実が明確かどうかという問題も確か議論はされたと記憶しています。例えばほかの人が既にもう公益通報をしていて、事業者が既に調査を行っている最中に、これは公益通報だよと言ってほかの人が既に通報してそういう調査が行われていることを知らずに通報した人の通報も公益通報に当たるかどうか、とか、もう既にそういったことについての再発防止策をもう会社がとっている中で、更なる通報をやったらそれはもう通報に当たらないのかどうか。どれぐらいの事実を通報事実を含めるかということだけでなく、ほかにも色々不明瞭だというふうにやはり判断せざるを得ない論点というものもあるわけで、そのようなことも含めてまだまだ整理をしていかなきゃいけない部分はあるかなと、そういうふうに理解しております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

事務局のほうから御発言はありますか。

○中野政策企画専門官 先ほど升田委員から、反対意見が書かれていないということで承っておりますが、一応各論点につきまして肯定的な意見、反対的な意見、両論併記ということで書かせていただいております、確かに升田委員の意見が全て反対意見に含まれているというわけではないのですが、そこは今後、報告書等を作成する際にあらためて精査して入れさせていただきたいと考えております。

また、裁判例に関しましては、お配りさせていただきました「参考1」という裁判例におきましては、通報が正当と認められなかった事案に関しても記載してございまして、最終的な報告書を作る際にはそういった反対の認められなかった裁判例に関しても配慮した上で作成させていただきたいと考えております。

○宇賀座長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 別に検討を遅らせるという意図は全くないので。前向きに進めるときに一定の方向性を明確に示さなければ進まないということではないわけで、両論併記のまま進められてもそれは進むということは当然なわけで、そこら辺をどうするかというのは、一度御検討いただきたいと思います。

それから先ほど田中委員の御質問について、私がお答えするのがいいのかどうか分かりませんが、私も一応過去の裁判例を全部調べた経緯があるわけで、その感想だけ申し上げますと、一般法理の場合と公益通報の場合と似たようで違うようなところがあるというのは、恐らく主張される原告の代理人の方が公益通報であ

れば公益通報に該当するかどうかという争点を設定されるわけで、その範囲ではやはり考慮事情というのは制限されるわけですが、しかし、有利なことは何でも言っていきます、お互いに。そうすると色々な事情が入ってくる可能性がある。他方、一般法理ですと、例えば不法行為あるいは債務不履行になりますと、それなりの要件がありますので、それに合わせて当然主張立証をやっていくわけですが、そのときも自分に有利なことはお互いに言っていきますので、確かに要件に制約はされていますけれども、広がっていくと。あとは裁判所の判断のところ、裁判所が色々書いていくわけですが、問題は裁判所の事実認定というところも、確かに事実認定を色々しているんですけど、ダメ押しの事実認定というのもありまして、本来例えば三つぐらいあれば当然該当性を認めてもいいときに、ダメ押しで、もうこんなにひどいじゃないか、みたいなことで4、5と認定していくと、一体1、2、3、4、5のうち、どれが要件に該当する最低限必要な要件として考えているかというのは、やはり実際の裁判例を読まれるときには曖昧にならざるを得ないと。それを解釈するのが専門家の努めとは思いますが、それは一度試みられる必要はあるかとは思いますが。

○宇賀座長 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。光前委員、どうぞ。

○光前委員 私は基本的には今回の議論の立て方に賛成です。というのは、前回は述べたつもりですが、この法律というのは通報対象者、それから通報事実、それから通報の効果、それから罰則の問題が微妙に絡んでいて、前回この法律の成立に関与された方というのはその辺のところのバランスをとって作ったものだと思うんですね。ですから、どこか一つの要件を崩すとやっぱりほかのところの要件に関わってくるものですから、これ全体を考えながら個々の要件を考えていかないと、なかなか議論が進まないと思っています。

ですから、通報対象の範囲を拡大したらいいかどうかということだけで考えるのではなくて、それを通報の効果との関係から考えていきたいと思いますという形で恐らく問題提起されていると思いますので、議論の仕方というのは賛成です。ただ、個々の委員が全体の要件をパッケージの問題として、どういうふうに考えているかというのも出てきていないものですから、なかなか個別の意見で議論が噛み合わないような気がします。升田委員の場合には、今の法律というのは各個々の要件が非常にバランスがとれている、このバランスを崩す必要はないんじゃないかという御意見だと思うんですね。だから個々の問題について、例えば通報対象事実を拡張するということについては疑義があるという御意見だと思うんですけど、その辺、皆さんがトータルのところ、どういふふうにお考えになっているのかということそれぞれ意見を出しながら議論しないと、問題は進まないんじゃないかなという気がします。

それから先ほど田中委員の公益通報者保護法で保護されるものとそうでない一般法理で保護されるもので、どこが一番違うのかということのお尋ねがあったものですから、私の経験から言わせていただきますと、裁判例で問題になるのは全部外部通報の事件なんですね。内部通報の事件が裁判になったという事件はあんまりない。ですから、裁判所が問題にしているのは外部通報の適法要件ということで判例が出ています。ところが、この法律は外部通報と内部通報という性格の違うものを一つにして議論しているものですから、そこで議論に混乱が生じている。今日の総論の1は、通報の対象の範囲について民事的効力とそれ以外で分けましょうという提案ですけれども、私はそれ以前の問題として、内部通報と外部通報では対象事実を分けてもいいんじゃないかなと思っています。

裁判例で一番問題になるのは外部通報ですけれども、外部通報の有効要件というのは、通報した事実に公共性があるかどうかということと、通報した方に公益目的があったかということと、それからあと通報した事実が真実かどうかと、この3点で有効性を判断しています。一般に問題になるのは事実の真実性ですが、意外というか、通報した人が敗訴している事件というのは、公益目的の通報ではなかったという事例が多いです。要するに若干公益目的があったかもしれないけれども、ほとんどが私的目的だったというようなことで、主観的要件ではねられるということが結構あります。公益通報者保護法のいいところというのは、対象事実を限定することで、主観的要件を不正な目的がなければいいとしていることです。この法律の場合には公益の目的で通報するという要件がない。主観的要件を緩和しているわけです。なぜ緩和しているかということ、通報対象事実を限定しているからです。この点は、非常に重要だと思っていまして、ちょっと弁士委員と意見が違うんですけども、あまり通報対象事実を広げるとやはり主観的要件のところで制限をかけなくちゃいけないんじゃないかと思います。今日のペーパーでも指摘されていることですが、そういうことで、色んな要素を総合的に検討しなくちゃいけないと考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。弁士委員、どうぞ。

○弁士委員 今、光前委員がおっしゃった主観的要件の関係ですね。確かに法律の法益の重要性との関わりでいうと相関関係があるのかもしれませんが、逆にそこは立証の問題というか、要件立ては今のままの主観的要件にしておいて、やはり重要な法律であればそれなりに公益性が推定されてくると。あまり公益性がそもそも低いんじゃないのという通報については、じゃあ、ほかに動機があるんじゃないの、というような形で、そこは事実認定の中で調整できるレベルのものかなという気がするので、必ずしも公益通報の要件、主観的要件と必ずリンクするかということ、必ずしもそうじゃないかなというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 今の議論でも公益性が強いとか弱いとか出てくるんですね。ですから、この法律で考えるべき公益って一体どこまでを含むのかということはある程度整理をしていかないと、なかなか私にとっては議論が立てづらいなという感じがしています。

先ほどパートの事案が出ているから言うんですけど、例えば労働関係の法規ですと、これを行政が指導したりとか監督したりするという法律もあれば、全て民事に委ねるといふふうになっているのもあるわけですね。ですから、例えば解雇に関して、一般法の解雇は民事に委ねるといふ解決をしていますし、パート法の8条についても、これはもちろん事業主に対しての公法的規制ではありますが、それについて違反があったことを調査したり是正したりという、そういうふうにはしていない法律です。そういうのもあれば派遣法のように必ずしも最終的な、労働基準法のような直罰ではない、刑事罰はありますが、直罰ではない。でもやっぱり行政が異議申立てを受けたら監督するという、そういう色々なタイプがあって、それはそれぞれの労働法なら労働法の中で、これは別に公益性という観点じゃないですけど、様々な労働者保護の観点から整理をし、様々な仕組みを作っているわけですね。

ですから、そういうところも少し考えていって、それは確かに労働関係でいえばパワハラならば、これは人格権だ。人格権を守るというのは正義だって、こういうふうな話にしていくと、何でもかんでもという話にどうしてもなっちゃうんで、やっぱりこの法律で本当に対象とすべき公益の範囲というのはどこなのか、という辺りを少し検討したほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

光前委員、どうぞ。

○光前委員 私も基本的には島田委員の意見に賛成なんですけど、ただ現行法でも対象としている法令はもう400幾つあって、その中で公益性の程度というのはかなりレベルの違いがあって、私がみても、あれ、これ公益に関する法律かな、なんて思うときもある。ですから、そういう意味で公益の目的というのは確かに非常に分かりづらい概念であるわけなんですけれども、その分かりづらい概念を通報対象事実を法律で特定することによって払拭する。その手の問題はもう公益通報者保護法の場合には法律で公益性を規定してしまっているんだというふうに考えたほうが、通報するほうにとってメリットがあるんじゃないかと思うんです。公益目的を否定した判例、あるいは肯定した判例、どれを読んでも、そこだけを読んでこの判断が正しいかは判断しづらくて、やっぱり事件全体をみて裁判官は、あっ、これ公益性あり、公益性なしって判断しちゃっているんだなという感じがするものですから、公益目的と

は何ぞやという、その1点だけを捉えて要件を論ずるとするのはなかなか難しいんじゃないかなと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 私も光前委員と同じような印象を持ってまして、刑法の中には様々な法益を保護している規定があるにも関わらず、刑法が挙がっていることによって全て含まれるという、そういう整理がなされているわけですがけれども、これを外してしまいますと一体刑法の中でどれが入るのかというのが分からなくなってしまいます。あらゆる法令違反行為を含めるという決断をするならば、それはそれで構いませんけれども、公益性という形で限定をするということになると、これを一々具体的に判断するというのは非常に難しいのではないかという印象を持っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○加納課長 光前先生と島田先生の御意見には割と、私どもがこのペーパーを作った前提とする考え方として近いところがあるのかなという気がしておりまして、山口先生が最初このペーパーで民事的効力とそれ以外を分けるということにちょっと唐突というか違和感を感じられたというふうな御意見があったかと思えますけれども、公益通報者保護法が公益というふうについておりまして、公益に資する通報については特別に保護していきましょうという発想のもとに、一定の通報対象事実を限定列挙し、その要件を明確化して、保護されるということがはっきりしたと。通報者の保護要件、一般法理と何が違うのかという田中先生の御指摘もありましたけれども、私どもとしては光前先生と似たようなところがありまして、特に1号通報というふうに私どもは呼んでいますけれども、事業者内部の通報については割と一般法理に比べますと思いついて要件を明確化したと言いますか、不正な目的でない通報であると、違法行為が相当程度発生しようとしているといった要件があれば直ちに保護されるということで、割り切ったところがございます。これは一般法理に比べますと割とはっきりと保護されるというのを踏み込んだ規定だというふうに思っております。

それでこのペーパーの基本的な構成としては、あくまで叩き台ということでございますけれども、公益というところにつきましてはどちらかというと現行の枠組みといいますか、立て付けを維持するということを機軸として、どこまで広げられるかというのを検討してみた。それに対しまして民事の世界につきましては、どちらかというと一般法理で保護されるものを広く保護していくというような御議論がございましたので、そういう発想で考えていくとどうかということで構成してみたつもりでございます。

ただ他方で、民事効というふうに言うんですけれども、公益通報者保護法という

法律の世界の中で入ってきて保護するというのであれば、それなりに対象が明確でなければならぬということかなと。委員の御議論をお聞きしておりますとそういう印象を受けましたので、その辺りはちょっと御意見を踏まえて更に検討していきたいと。民事効につきましても通報対象事実を広げるとすると、今の要件のまま維持できるのかというところは、光前先生からも御指摘がありました5ページの辺りでちょっと問題提起はさせていただいたつもりでございますけれども、そこは慎重に考えるということかもしれませんので、そこはまた更に検討していきたいというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 誤解のないように申し上げますけれども、決して現行法の改正が反対だと、そういう趣旨で私は申し上げたのではなく、やはり今の話を進めるのであればこういう形をとりながら整理をして進めていく必要があるのかなと思って発言させてもらったんですけれども、やっぱりこの法律ができる平成18年の前、そのころ審議された社会事情とそれから現在、平成28年、こういった公益通報者保護法を支える社会的な事情が果たして一緒なのかどうか。労働者側から見ても、また企業側から見ても、やはり使いにくい部分というのはあるのではないかと、いうところは、慎重に判断をして議論を進めていく必要があると思いますし、それからこれは私が前回申し上げましたけれども、公益通報に当たるかどうかということを労働者が最初から、例えば刑法なら刑法に当たる罪だということが分かって通報するケースなど稀にしかありません。ほとんどはセクハラかパワハラか、もしくは何か労働法上の違反行為があって、それをきちんと通報していったら最後に残ってきたのが刑法違反だったとか、そのような形で調査が進むケースが非常に多いわけですね、実際問題として。それを単に起きるとき、若しくはまさに起きようとしているとき、そういった要件のところだけでクリアにならないことが多いので、やはり一般民事、民事上のこういった違法行為等もある程度やはり含めていく必要があるのではないのでしょうか。こういうふうな捉え方もできるんじゃないのかなということ、少し意見を前回も申し上げたところでございまして、その辺も考慮していただけたらなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。升田委員、どうぞ。

○升田委員 一々意見を申し上げないと記載していただけないようなので、申し上げますけれども、やはり民事の問題は相対の問題であって、やはり原則公益性はないという具合に考えるべきだと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。光前委員、どうぞ。

○**光前委員** 今、山口委員が言われた通報しづらいということの一例としては、行政通報はほとんど行政の細かい問題について、特に医療関係のことについて通報したいという方が多いのですが、実際これが公益通報に当たるかどうかということはほとんど分からない。相談を受けた弁護士も分からない場合が多いです。そういう場合にとりあえず通報をします。通報したときに、公益通報であれば公益通報として受理したということの証明書を下さいということをお願いする。そうすると受理側でやっぱりこれが公益通報かどうかということ判断せざるを得ない。「いや、これは公益通報じゃありませんので一般の情報提供としてお受けします」というようなお答えが来る場合と、「分かりました、公益通報になりますから」ということで、公益通報として受理したという証明書を、受理証明書みたいなのを下さることもある。ですから、非常に通報しづらいということで、公益通報かどうかの対象、公益通報かどうか非常にその判定が難しいという問題は、通報を受ける側でも同じように生じている。その判断の負担をどちらに負わせるかという問題になって、特に今後は行政通報にかなり力点を置くべきだと思うので、もし行政通報がきちっと機能するのであれば、通報者はとりあえず行政機関に通報すると。そこでこれが公益通報かどうかを行政機関に判断してもらって、行政通報ならそのまま通報するし、公益通報として扱ってもらえないのでしたらその通報は一旦取り下げるとか、そういう形で運用していくしかないのかなというふうには思っています。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

田中委員、御意見をどうぞ。

○**田中委員** 法改正の一つの選択肢としては、刑罰法規に違反していること、または行政処分の対象になっているということだけを要件として、法令による限定列举を外すというのがありうると思います。つまり、通報の公益性というのは、その行為について罰する法規があるか、あるいは行政処分の対象になるかというところで法が判定を行っていると考えて、それに関する通報は全部公益目的として保護するという割り切りがありうるように思います。そうではなくて、刑罰法規の中でも、さらに、公益保護のものとそうでないものもあるとか言い出しますと、どうやってそれを分けるのがかなり難しくなると思います。今の400数十個列举しているものも、恐らくそこまで厳密に考えて列举されているわけではないと思うので。ですから、もしも法改正を検討されるとすれば、刑罰法規と行政処分の対象になるというものだけを要件とし、これだけで保護対象になるという、そういうのが選択肢としてあり得るのかなと。これよりももっと広い別の選択肢としては、法令違反を全部含むというものがあり、また、中間的なものとして今のイギリス法のようなあり方があるようにも思えます。実は私、個人的には今回の資料は非常によく整理されていたので、御批判があったことを聞いて少し意外にも思ったんですけど、もし通報対象事実を広げるとして、広げるための法改正の代替案がどういうものがあ



るかという点がもう少し示されてもよかったように思います。といっても、まだ私自身、代替案のうちのどれがいいかというのは決めかねるところもありますが、現行法を修正するとすればどういう選択肢があり得るのかというのを明確にした上で議論するのがいいのかなと思いました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 対象事実のところではイギリス法のことを言及しておられるわけですが、よくよく見ますと、資料1の5ページというのを、そこに掲載されているものを読んでいるんですが、このとおりの訳であるという前提ですが、例えば(b)なんか見ますと、「ある者が遵守すべき法的義務に違反」する、「あるいは違反する可能性が高いこと」とあって、「法的義務」という言葉は日本の法律でも何をもって法的義務というのか、あるいは根拠は何かということで、もちろん民事、行政、刑事で違うわけですね。ですから、多分明確ではないですね。先ほど来おっしゃっている公益通報をしたときにみんながより明確な判断ができるというのでおっしゃっているわけですが、これが判断できるとはとても思えないですね。

余談になりますけれど、よく読むと(c)のところ、「裁判の誤りが生じたこと、生じつつあること、あるいは生じる可能性の高いこと」について公益通報できると、どこに公益通報するのか分かりませんが、もしこれを入れていただければ私は個人的には助かるところがあるって思うんですけど。三権分立の考え方から見て、資料1の5ページ。(c)の問題は別としまして、(b)のところは、これは多分、今日おいでの少なくとも研究を専門にしておられる先生方も、この解釈をめぐってそれなりの時間が必要であって、それを普通、簡単にこれはこうなりますよという判断はできない。そうしますと、先ほどの限定列举のほうがやはり当然ですが、犯罪構成要件が前提となっていますから、ほかの案よりはより明確に、かつ双方納得できる形での判断は得られるという具合には思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。再開は、午後2時55分からといたしますので、それまでに席にお戻りいただきますように、お願いいたします。それでは、休憩といたします。

---

### ≪ 3. 不利益取扱禁止違反への行政措置・刑事罰 ≫

○宇賀座長 それでは、時間になりましたので、議論を再開いたします。

続きまして、不利益取扱禁止違反への行政措置の検討に移りたいと思います。

この点に関する主な検討項目についての説明を、資料3をもとに事務局からお願いいたします。

○佐藤政策企画専門官 それでは、16ページの「第1 行政措置について」以下のところについて御説明をさしあげます。

まず、「(1) 命令・勧告の内容として想定されるもの」の箇所でございます。前回のワーキング・グループにおいて、命令、勧告の内容につきまして、その内容として被害の内容の回復のほかにも予防を図るような命令と勧告といったものも考えられるといった御意見が出されましたので、事務局のほうで命令、勧告の内容について、ひとまず整理をさせていただきました。

命令、勧告の内容として被害の救済を想定した場合、これは前回の資料で書かせていただいたところなんですけれども、不利益取扱いの是正の命令が一つ考えられるところかと思っております。他方、予防を想定した場合ですと、実際に不利益取扱いがあった場合に、その事業者がその具体的行為を行った者に対して懲戒処分を科することができるように内部規定をあらかじめ整備しておくことを命ずることとか、あとほかに「通報をしたら解雇するぞ」といったようなことを事前に通告して通報を妨げる行為などがあった場合に、そうした通報妨害をやめることを命ずることとか、そのような通報妨害があった場合にはその後、不利益取扱いが行われる可能性が高い事例と見るができますので、今後そういった不利益取扱いを行わないことを命ずることが考えられるといったところを、事務局のほうでは考えました。

続きまして、「(2) 不利益取扱いによる被害の救済を目的とする行政措置について」ですけれども、命令、勧告の内容を検討させていただいたところなんですけれども、主としてはやはり不利益取扱いの是正命令、被害の救済といったところが命令、勧告の内容と考えられるところなんですけれども、そうした被害の救済といったものは本来であれば民事の訴訟によって回復することが想定されているところなんですけれども、そういった民事の救済のところをなぜ行政が命令、勧告をして救済を図るのかといった、その必要性のところについて御議論いただければというふうに思っております。

この点に関しましては、不利益取扱いの是正によって直接的な救済が図られるのはやはり個人的法益にとどまるといったところではあるんですけれども、その是正命令によって通報が抑制されている状態が改善され、通報制度の適切な機能が確保されるといった公益も考えられるところでございます。また、更にひいては通報内容に係る違法行為の是正も図られますので、通報内容が消費者被害等の公益性の高いものである場合には、通報妨害等に対する命令、勧告といった必要性も高いように考えられるところでございます。その点を推し進めますと、ある程度行政措置

を設けるものというのは消費者被害等の公益性の高いものを通報内容とするものに限定するといった考え方もあり得るのかなというふうに事務局としては考えております。

続きまして、18ページ「(3) 命令について」のところと、21ページの「(4) 勧告について」のところで、それぞれのポイントを書かせていただいているところなんですけれども、22ページの「小括」のところでその記載内容について表でまとめておりますので、説明はこちらのほうでさせていただきたいと思っておりますので、22ページを御覧になっていただけますでしょうか。

命令、勧告といたしまして、まず命令なんですけれども、命令の種類としましては、前回の資料でお示した労働委員会の救済命令制度のような公開・当事者対審構造によるものが一つ考えられるのかなというふうに考えております。他方で命令の発出の仕方として今申し上げた公開・当事者対審構造型のほかにも、行政手続法による聴聞、弁明の機会の付与で足りるのではないかといった意見が前回出されましたので、このタイプも考えられるのかなと思っております。

まず、命令の公開・当事者対審構造型のポイントなんですけれども、まず長所としては慎重な事実認定が可能であることが挙げられます。次に、このあたりは島田委員のほうから前回御意見、御指摘があったところなんですけれども、手続の進行に応じて当事者間の和解を図ることも可能であることも長所であるかなというふうに思われます。他方、懸念点としては、慎重な事実認定を行うがゆえに、相当程度の期間が必要になり、迅速性が失われてしまうことが1点、あと行政審判のようなことにもなりますので、行政の肥大化につながるおそれも更に考えられます。

続きまして、命令を聴聞又は弁明の機会の付与によるものとした場合の長所なんですけれども、この場合ですと行政審判と違しまして、当事者からの証拠の提出をあまり前提とすることができず、行政が主体的に証拠を収集する必要がありますので、行政に対して証拠の収集が図れるように一定の調査権を与えなければならない必要があるというふうに考えられるところでして、そのような調査権を背景にすることで迅速性もある程度考慮した実効性の確保を図ることが可能であると考えられます。他方でそのような強制的な調査権を与えることによって行政の肥大化ですとか、あと更にもう1点なんですけれども、先ほど申し上げた点と関連するんですけども、この命令というのは直接的には個人の権利救済にとどまるような命令なんですけれども、そのような行為に強力な調査権を与えることとのバランスの適切性といったところも懸念点として挙げられるのかなというふうに思っております。

最後に、勧告なんですけれども、こちらは命令と違しまして義務付けではない点でそれと裏腹の関係となりますけれども、手続保障や事実関係の調査については命令と比べてある程度簡素化が可能であって、それによる迅速性を図ることは可能なのかなといったところが長所として挙げられます。他方、懸念点としては命令と違いま

して義務付けではないので、実効性の担保を運用による工夫で図らなければならないところが課題かと考えております。

命令、勧告に関しては以上でございまして、続きまして、公表について、23ページに進んでいただけますでしょうか。

公表に関しましては、前回事実上大きなペナルティとなるために、慎重な検討が必要ではないかといった御意見が出されましたので、まず、違法行為に関する公表の制度に関して、事務局のほうでどのようになっているかといったところを資料のほうでまとめさせていただきました。

幾つか例はあるんですけども、比較的近いものとして事務局のほうでこれかなと見つけたものが一つありまして、消費税の転嫁対策特別措置法といったものがあるのかなと考えております。こちらは違法行為があったことに関する通報に対して不利益取扱いをしてはならないというふうにしていて、そのようなことがあった場合には勧告及びその勧告と同時に公表するといった制度になっております。具体的には、23ページの脚注の10で条文を引かせていただいておりますけれども、3条4号で「前三号に掲げる行為がある」、「前三号に掲げる行為」とは消費税の転嫁拒否行為なんですけれども、そのような転嫁拒否行為があるとして公正取引委員会等に対し、その事実を知らせたことを理由として不利益取扱いをすることをしてはならないというふうにしていて、それを受けて6条1項で、「公正取引委員会は、…第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、…速やかに…必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。」2項において「公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。」としており、このあたりが比較的、今検討している勧告・公表制度とかなり近い立て付けになっているので、導入に当たってはこの規定も参考にできるのかなというふうに考えております。

行政措置に関してのポイントは以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等をもとに、不利益取扱い禁止違反への行政措置について御議論いただきたいと思います。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 まず、必要性っていいですか、行政措置を認めることについて、不利益取扱いということを前提でペーパーがまとめられていますけれども、過去において既に議論になっていますように、不利益取扱いの内容が非常に広く解釈すべきであるという見解の方が多いと思いますので、それを前提としますと、行政措置というのを直ちにかぶせるということ自体に問題があるということと、もう一つは、今回対象になる事業者の中には、もちろん大企業もあると思いますし、大企業では従来の色々なシステムで相当経験を積んでおられると思うんですけども、これもこの検討会で問題になりましたように、中小企業においてはやはり周知もあまり十分に行われ

てない現状でありますし、そういうシステム自体もきちっと現状として整っていないということになりますと、やはりこういう行政的な措置をそういう曖昧な前提のままに課されるということは、中小企業にとっては非常に過大な負担になるというおそれがあるということもあります。中小企業といたしましても、これも大企業に近い中小企業から、もちろん個人事業者もありますし、そうでない零細企業もありますけれども、どちらかといいますとやっぱり大企業に近いものを除いた中小企業については、やはり現状で行政措置を一般的に導入することは、やはり極めて問題が多いという具合に考えています。

それから仮に行政措置を入れるとしても、やはり内容的に見ますと相手方の言い分を相当十分聞いて審理を進める必要があると思いますので、やはりこれは基本的には対審構造的な手続にするのが相当であるという具合に考えますし、そこでの色々な議論も十分に尽くしていただいた上で判断していただくべきではないかと思えます。これは仮に入れたら、という前提で仮定の話であります。

それから3点目は、これは前回お話があったところではありますけれども、現在色々なものを公表するということが非常に幅広く認められるようになってきて、これはもう座長も御存じのとおり、本来なら制裁であるのかどうなのかということから議論があって、一番手っ取り早く、制裁ではないと言いつつも効果が非常にあるという具合な印象があるんですけど、逆にもしそれであればそれを広く認めるということ自体が、やはり事実を公表されることによって、従来議論されていませんけれども、やはり深刻な風評損害が発生するおそれがある、現にそういう事例はたくさんあるわけですから、風評損害がやはりこういう社会ですから容易に発生するという環境を踏まえて、是非議論していただきたいと思えます。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

光前委員、どうぞ。

○光前委員 私は、不利益取扱いを受けた通報者に対しては、何らかの行政的な救済機関が必要だと考えております。どういうものを想定するかということで、前回も加納課長が質問されたんですけども、現在一番利用できるというか、非常に近い制度として考えているのは、雇用機会均等法とかパートタイム労働法とか、それから育児介法に関する相談あるいは不利益取扱いを受けたことに対する救済機関として活用している地方労働局の雇用均等室、あそこは非常に同じようなレベルの制度として考えられるし、あそこでやってもいいですし、あれと同じような相談室、雇用均等室、今は雇用均等室という名前ではないらしいですけども、そういうものを消費者庁に設けてもいいと思うんですけども、あそこでは、例えば育児介法を求めたところ不利益処分を受けたような場合については、地方労働局の局長に対して相談とか、是正処分を求めたりとか、そういう機能があるわけですね。どうしてもそれで動かない場合には調停制度を設けていて、去年の統計を見ますと全国で80件ぐら

いしか申立てはないらしいですけれども、かなりの確率で調停が成立しているということなので、同じような制度を、不利益処分を受けた方が行政機関に対して相談をしたりとか、あるいは指導をしてもらったりとか、あるいは是正勧告を出してもらったりとか、それでもだめであれば調停をしてもらおうと。そういう行政的な救済機関を設けて、それ以上に処分とか命令という権限を付することができるかどうか、そこまでするのがいいかどうかは別の検討課題なんですけれども、少なくともそういう簡易、迅速に「駆け込み寺」みたいな形でまず救済を求めて、そこでもだめならば次に訴訟、という形でやらないと、今本当に不利益取扱いを受けた方は行政的な救済機関がないものですから、すぐ訴訟にいかざるを得ないという状況になっているので、例えばワンクッション、行政の救済機関を設ける必要性は強いのではないかと思いますし、さっき言ったパート労働法とか育児法とか雇用均等法との兼ね合いで考えれば、そういう不利益処分を受けた方を救済するする必要は非常に強いんじゃないかと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 質問なんですけれども、ここで想定されている行政機関というのは、例として挙がっているものは所管官庁の主務大臣が勧告をするという制度で、従来の制度はそういう制度なんだと思うんですけれども、ここで想定されている行政庁というのは、公益通報者法の対象となっている法令については全て例えば消費者庁がそういう勧告を出す権限を持つと、そういうイメージと考えてよろしいのでしょうか。

○加納課長 そこは必ずしもそう決めうちをしているわけではなくて、御議論を踏まえて更に検討していきたいという程度のことしか、事務局としては考えておりません。

仮に統一的な処理機関というのを新たに設けるとか、例えば消費者庁がその任に当たるといことも選択肢としてはあり得ると思いますけれども、いずれにしても、新たな行政機関となりますと、これは22ページのペーパーで肥大化というふうに書いていますけれども、当然そういう問題があると思います。

他方で既存の行政組織を活用していくということも選択肢としては十分あると思っております。光前先生がおっしゃったみたいに、労働局でありますとか、そういうところの事実上の対応というのが今あるというふうに私どもも認識しておりますので、そこにつなげていくような立て付けというのでも考えられないかというふうには思っております。

また、第3の選択肢としましては、例えば公益通報者の対象事実となる対象法令には各省庁が所管している様々な法令がありますので、それぞれの法律を所管している省庁における機能としてこういったことを付加するというのも第3の道としてはあり得るというふうに思っております。

○宇賀座長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 光前委員が今の男女雇用機会均等法、これは元々は個別、前回は申し上げましたように、個別労働関係紛争解決促進法に基づく斡旋・調停を全部使うような、仕組みとしては労働局でやっているんですが、一つはこれは効果が非常に限定されているので、そういう程度でいいということを前提として、そうすると基本的には先ほどおっしゃったように、従来と同様の司法救済を考えるんだけど、それに行く過程で、ということで御提案なら、それは考える余地があるのかなと。ただ、男女雇用機会均等法なり育児介護休業法の場合は、本人が例えば産休を取ったがために降格されたとか、そういう事案なのでいいんですけども、公益通報の場合は公益通報であったかどうかということについて、相当広範に審査をしていかなければならないので、果たしてそういうことがうまく機能するかな。だから、個別労使紛争解決程度の意味で1回呼んで話を聞いて解決、それでも一定の解決ができるんだというのは事実だと思いますので、その程度ということであれば余地はあるかとは思いますが、その管轄にするために手続的にどうするんだとかいう問題は多分出てくるのかなというふうに思います。検討の余地はあるかなという気がしております。

それから仮に今日、御提案があったような意味で、命令という形になった場合は、私もやはり対審構造でないと難しいと思いますのは、労働委員会でもそうですけれど、不利益処分が具体的にあった場合は、我々の分野では「動機の競合」というふうに言っていますけれど、要するに例えば公益通報が理由で解雇されたということに対しては、いや、そうではなくて別のこういう理由があって解雇したんだ、というふうに言うのがほとんどなんで、それについては告知、聴聞というレベルでは多分認定できないんじゃないだろうかと。ですから、命令というレベルで、もしやるとすれば、やはり対審構造のものということになりますけれど、それは労働委員会には長い歴史があって、作られてもいいですけども、果たしてこれへ向けて作るということができるのか、ということについては、かなり慎重に判断する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 これは検討会のときからの意見を引きずってしまうことになってしまいますけれど、やはりこのような行政の命令とか勧告にしても、それから公表にしても、第三者への情報提供という、いわゆる内部告発的なことを中心で保護していく方向でいくのか、それとも内部統制、いわゆる社内のいわゆる内部通報制度の推進を基本的に据えて保護していくという方向にいくのか、これは色々多分委員の中でも考えの違いはあると思いますが、例えばこういった対審制にしても告知聴聞にしても、要するに私の頭の中にはある意味広く色んな情報が例えば社内に届いて、それについて社内でも色んな自律的な行動で自主的に是正をしていくということを法改正を通じて改

善すべきと考えているんですけれども、例えば公益通報に当たるかどうかというところで、公益通報として保護されるべきものなんだけれども、結果的には社内に不正事実は認められなかったと、こういう事態も実際には多いと思うんですね。なるべく公益通報を広く保護していこうとするならば、ある程度やはり公益通報の要件該当性は一応認められるのだけれども、ただ最終的に色々調べてみたところは会社の中にそういう不正はなかったという事態もやっぱり間口を広く認めれば出てくるのです。しかし、こういった不利益取扱いを行ったことによって、何らかの例えばペナルティが、要するに行政的な手続がなされるということになると、法律をよく知っている人は誤解することはないと思うんですけれども、例えば消費者庁がこういった管轄で色んな作業、こういった手続をやると。そこで例えば命令が出る、勧告が出る、若しくは公表される。これは例えば不正事実の中身までそこで確定しちゃった。つまり、企業にとっては本来一生懸命真面目に調査すれば不正はなかったのかもしれないけれども、例えば不利益処分をやっちゃったとかというところで勧告が一つ出ることによって、「ほら見ろ、この会社ではこんな不正があったじゃないか」ということを世間的には非常に誤解されるおそれが生じるのではないのでしょうか。若しくは会社の信用が毀損されてしまう部分があるんじゃないのでしょうか。これはちょっと前回に措置としての公表の是非のところでも申し上げましたけれども、行政のこういった手続の狙いとしては非常に賛同したいところもあるんですけれども、ただその持つ副作用といいますか、その部分はかなり大きいものがあって、私は異論を述べたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 行政措置を導入する必要性については、先ほど御紹介あった18ページのところでよくまとめられているというふうに思います。やはり不利益取扱いがあったことに対して最終的にきちんとしたペナルティを科していくということがすごく大事だと思っていまして、個々の被害救済を超えて公益通報制度そのものをきちんと機能させていくためには、やはりそういう仕組みというのを入れておかななくてはいけないだろうというふうに思っています。

あと、この前も申し上げましたけれども、事後救済ももちろん重要なんですけれども、むしろ予防的なものをどういうふうに入れ込んでいくか、あらかじめこういうことをしてはいけない、こういう不利益取扱いをしてはいけないよ、という釘を刺すような形で行政措置のほうを早目早目に手を打って、不利益取扱いを予防するという観点で考えていただければなというふうに思っています。

それから、先ほどから出ている公表の件なんですけれども、風評被害のおそれというのはあるんじゃないかという御指摘ですけれども、そこはやはり行政のほうで



それなりの事実認定をして、正しい方法で公表すると。そこは公表の仕方をきちんと工夫するということであって、それをやったから、じゃあ、それに関連する犯罪行為なり、問題行為があったというふうな、仮に報道がされるのであれば、それは報道のほうの問題でしょう。行政のほうとしては、あくまで今回の行政措置というのは公益通報者に対して不利益処分を課したということが問題だという、それはメッセージの発信の仕方であって、風評をきちんと予防しようと思えば予防はできるというふうに思います。外部通報のときにも風評の話は出ていますけれども、それでもマスコミのほうはきちんと事実認定をした上で公表するし、そうでない場合には、場合によっては巨額な損害賠償の対象となってくるわけですね。そういう意味での一般法理での保護というのは、一定程度は図られているはずですよ。なおさら外部通報の場合以上に、行政がそれなりの調査をし、それなりの節度ある方法で公表するわけですから、それについて風評云々というのは、それは当たらないんじゃないかなというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございました。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 公表した場合、マスコミに取り上げられるのは、これは普通の事態で、それがマスコミの自己責任でという具合には現状ではなっていないくて、やはり取り上げられるし、場合によっては非常に大きく取り上げられて、信用毀損などの問題を生じさせるというのは、これはもう過去の事例で明らかなんです。例を挙げると言われれば判例を紹介してもいいですけど、一つぐらい挙げておけば、大分前になりますけれども、大阪の堺市の小学校、多くの小学校だけではなかったと思いますけれども、学校でO-157の事件が発生しまして、色々地元で調査委員会なり、当時の厚生省だったと思いますけれども、調査委員会を組織されて、当時の大臣がカイワレを食べたみたいなパフォーマンスもありましたけれども、結局特定のカイワレ農場の生産したカイワレが原因だという中間報告をされて、それが当時色々な環境にあったものですから、非常に大きく報道をされまして、それによる国家賠償請求事件というのが東京と大阪で起こりまして、経過は省略いたしますけれども、そのときに大した損害賠償金額ではないわけですね。たしか特定の農場だって言われたところは500万円、そのほかにそうでないところは100万円ないしそれ以下ぐらいですので、当然皆さん方も御存じの方いらっしゃると思いますけれども、あの報道があった後、ぱたっとカイワレが市場からほぼ消えた、という状況で、甚大な被害が生じているわけで、厚生省の中間の報告を見ますと、非常に限定されているんですけども、当時の状況でそういう限定なしに報道で煽られた、こういう過去の歴史がありまして、それは何もその事件だけには限らないわけですから、やはり公表というのは行政の実務で比較的利用されている部分も無きにしも非ずではありますが、やはりそれは相当慎重な調査と判断のもとに行っていただきたいと思っておりますし、

先ほど申し上げましたように、ある程度の規模の企業であればそれで耐え得るだけの体力とか信用はあるとは思いますが、日本の企業の大半は、ほとんどは中小企業でありまして、そういった会社がそういうマスコミの、あるいは行政機関の公表、あるいは公表に伴う風評損害に耐えられるかという、仮に誤りであったということが分かって収束しても、そのときに企業は事業ができないという、やっぱりそういう事態も想定せざるを得ないというのが、これはもう現実であると思しますので、是非そこは慎重に御検討いただきたいと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

光前委員、どうぞ。

○光前委員 どういう機関がどういう手続でどういう審査をするか、ということが決まっていなくて、その機関にどういう権限を付与するかということを論議することは、どこまで意味があるかちょっと分からないんですけども、私は少なくとも提案させていただいた現在の地方労働局がやっているような形での相談とか是正勧告とか指導の場合には、最終的な公表権限まで認めなければ機能はしないんじゃないかなと思っています。あるいはそういう権限を消費者庁が設けてやった場合も同じなんですけれども。特に、この公表というのは先ほど升田委員が出したような、そういう大きな公表ではなく、恐らく出すとすると、某企業に対して内部通報制度がきちっと整備されていないので、もっと整備するように是正指導をしましたとか、あるいは不利益処分があったので、それに対して注意指導をしました程度の公表なので、それがそんなに企業の存立を脅かすような内容のものではないと思うので、升田委員が言われたような例もあるでしょうけれども、この公表制度というのはそんなに大きな副作用をもたらすようなものじゃないと思えます。

逆に、公表制度を設けることによって、あまり公益通報に対して意識を持っていない中小の企業に対しても、この制度の存在意義というものを知らしめるという意味もありますので、もし行政機関がこういう形で一定の相談から始まって是正とか勧告までいくのであれば、最終的に公表する権限、常に公表しろということじゃなくて、最終的に公表するかどうかというのは、それは行政庁の判断になって、今でも公表することに関しては慎重に判断されていると思うんですけども、それと同じように慎重に判断して公表する権限までは認めておくべきではないかなと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 私も今の光前委員の意見には基本的に賛成で、男女雇用機会均等法でも勧告を出して、それに従わなかったものを公表するという権限を持っているということなので、二つのタイプがあって、是正勧告、同時に公表、というのがありますがそれはちょっと厳しいと思うんですが、きちっと調べて勧告をして、それに従わないとい

う企業に対して公表というのは、労働関係の法律では随分採っている手法で、そのことによって非常に問題が起きたというふうには必ずしも、これまで経験的にないと思いますので、抑止的効果は高いのではないかというふうには思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。升田委員、どうぞ。

○升田委員 どういう内容で公表するかというのが決まっていなくて、ですから、そこは内容をきちっと検討する必要はもちろん将来的にこれを採用される場合はあるとは思いますが、しかし、どういうところを違反したかということに記載しないということはないとすると、そこはやはり問題として残ると、やはりもう一つは、やはりこういう時代、インターネットを想定して考えないといけないわけでありまして、ある事実を公表したときに、それを集めてインターネット上で色々公表される人たちがいるわけですね。そうすると従来はおっしゃるように個別に何かやっても、昨今はやはりそれが直ちに拡散する、こういう社会状況になっているわけですね。インターネットで実際に虚偽の事実を公表されて、これは製品の欠陥をめぐる問題ではありましたが、クレームをつけて、その後インターネット上でそれを皆でわいわい盛り上がり、結局その事業者が倒産の憂き目に遭った、こういう事例もあるわけで、やはりそういう社会的な環境、そういう社会的な風潮というものも、先ほどほかの場面でどなたかおっしゃいましたけれども、そういうことも前提にやはり考えていただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 繰り返しになりますけれども、公表する事実について、まず行政として正しく伝えると。それからその公表の前提として、先ほど光前委員からも意見があったように、所定の手続を経て、どういう形であれ当該企業のほうの言い分も聞いた上で、最終的に処分がされていくわけですね。ですから、先ほどのO-157のようなケースとはやっぱり大分一般的には事情が異なると思っています。そもそもは通報者に対してそれなりの不利益措置をやっているということ自体が大問題で、やはり公表する前提としてはその企業がそういうことをやったというケースですから、それについて様々な批判を受けるのは当然だと逆に思うんですね。ですから、事実誤認でそもそもそういう不利益処分をしていないのに行政処分をかけてしまった、それはそれなりの国が責任をとらなきゃいけないケースかもしれませんが、それなりの調査をして、それなりの事実認定をして、やはり企業側も弁明の機会を与えられた上でやはりそういう認定をした、ということになれば、そこはやはり社会的に非難を受けるそれなりのことをしているんじゃないかなと逆に思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 法改正を議論する前提として、今の法律では十分でないということが前提になると思うんですけれども、もしその点が今の法律では十分でなくて、不利益取扱いを抑止する新たな手段が必要であるということになった場合には、やはり私も行政が調査して勧告し、勧告の実効性を担保するために公表という手段を規定する、ということはあっていいのではないかと思います。その際、24ページに障害者雇用促進法が紹介されていますけれども、「特に必要があると認めるときは、…勧告をすることができる。」更に「正当な理由がなく、…勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」というように、かなり限定が法律でかけられていますので、こういう限定を付して規定するとすれば、それほど弊害というのは考えられないのではないかと、思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 当たり前のことのように思いますが、行政処分があつてそれで確定するわけでは何でもないわけで、これは当然ですけれども、行政訴訟の道が残されていますので、それを前提としないで、もう確定したかのごとく議論するのは、それは誤りだということは付け加えておきたいと、思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかががでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 やはり、今こうやって改正に関する色んな意見を色々出しまして、ある意味やはり公益通報者保護法の重要性ということは、やはり制定されたときよりも相当国民的にも企業においても重要性はかなり浸透していると思うんですね。そういう中で例えば当委員会における串岡委員が遭遇された事件とか、色々通報者、情報提供者が御苦労されたというような事例もたくさん出ております。こういう中で例えば不利益処分があつたということを認定されたということになれば、これはやっぱり相当な、ちょっと言葉は悪いですが、ブラック企業というような風評を、風評といいますか社会的評価を与えられる。これは極めて企業にとっては大きな問題であると。ですから、それを、それだけ大きな事実上の不利益を課せるだけの手続的担保がとれるかどうかということになると、私はちょっとまだそこは懐疑的だし、本当にそれがうまく運用できるのかどうかということに関しては、やはりちょっと疑問を呈さざるを得ないなというふうに考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかががでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中委員 自分の専門領域にこれと関係することが少ないものですから、あまり有益な発言はできないですが、金商法に、証券取引等監視委員会が、処分権限を有している金融庁に処分を勧告するという制度が存在しています。今のこの話に当てはめるとすれば、消費者庁において、公益通報を理由とした不利益処分があつた可能性が

高いということを認定して、それに基づいて、当該事業者に対して監督権限を有する省庁があれば、そこに処分を勧告するという話になるのかなというふうに考えておりました。ただ、この方法ですと、処分権限を有する監督官庁を持たない事業者にはついては、一体どうすればいいかということになります。それについては、金商法ですと裁判所に訴えていくという、金融庁が裁判所に訴えていくということになるんですね（金商法192条）。そこで、対審構造のもとで違反の有無を確定するということになります。こういう制度の仕組みは、これまで御議論されているのはあまりにも中身が変わるので、議論を混乱させてしまうかもしれませんが、そういうような制度もあるということでも申し上げました。

その上で、これまでの御議論を踏まえた意見を申し上げれば、やはり、自分の研究領域においても、様々な上場会社の不祥事が、外部の通報がされるまで発覚しないというケースはまだ多いという印象を持っておりまして、内部通報者保護というのは理念としては共有されているかもしれませんが、やはり企業としてはまだまだではないかな、というふうに思うことが多いです。そこで、通報者が不利益を課されて裁判に持っていく、訴えなければならぬというところから、ちょっと曖昧な言い方ですが、企業に対してある程度立証責任を転換するといえますか、ワンクッション、もう少し裁判よりも軽い手続によって、どうも企業は不利益取扱いをしたらしいということで行政に処分ないし勧告を出させて、そしてその適否を企業の側で裁判所に争わせると。立証責任を転換するというと、ちょっと言い方が不正確かもしれませんが、そういう企業のほうでイニシアチブをとらなければならないような制度を作ることは、意味があるのではないかと思います。もちろん行政上の処分や勧告を公表するだけでも企業に不利益がかかるのは全くおっしゃるとおりだと思いますから、そのような制度を作るに際しても慎重な手続が必要になるとは思いますけれども、証券取引等監視委員会も、ある程度強制的な調査権限が与えられている中で、そういった勧告をしていますので、私の知る限りそれほど大きな問題が起きているようには思えません。全体としてはこういった制度を作ることにについて前向きに考えていくのがいいのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 一つは質問させていただきたいんです。もう一つはちょっと御意見を申し上げたいんですけど、一つは今のところの不利益取扱いのところがどうもはっきりしないということで、これが従来から議論になっているんですけど、今日色々御発言の方はこの不利益取扱いというのが事実上の色んな差別といえますか、そういうことも含めた意味でお話しになっているのかどうか、というのと、その原状回復というのは一体何をどうしたら原状に戻れるということを想定しておられるのか。

それが必ずしも一致していないとなると、ちょっと議論として散漫になるかなという気がいたします。

それから今、田中委員の御発言で、もちろん法体系が違って、そういう法律があるとか、これその通りなんですけれども、先ほど申し上げましたように、何も上場している会社という前提がないわけで、圧倒的に多くはまだ十分こういう制度についての重要性だけではなくて、認識自体もない、あるいは乏しいというのが現状であるわけですね。それで色々な調査でそういうことが窺われるわけなんですけれども、そういうところに過大な負担を現状で課すということ自体は、やはり問題だと思いますし、手続的にせよ、それから制度の内容にせよ、先ほどおっしゃったような立証責任の転換といいますか、手続の転換を行うということは、一部非常に慣れてるといいますか、規模が相当巨大な企業はそれに対応できる可能性は否定できないとしても、多くの日本の企業ではそういうことはやはり対応できないですし、やはり極めて不当だという具合に思いますので、それは意見として申し上げておきます。

○宇賀座長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 不利益取扱いというのは、公益通報者保護法に規定している「不利益な取扱いをしてはならない」という、その「不利益取扱い」を広く含むのであって、不利益取扱いを「やめなければならない」というのが何を意味するかといえば、具体的事案において、例えば降格をしたのであれば降格をしてはならないと命ずるとか、そういう事案に応じた扱いになるのではないかと思います。

それから中小企業に関して申しますと、やはり公益通報者保護法が施行されて10年経過して、なおそれについて対応ができない企業があるとすれば、そこはちょっと対応していただかなければならないのではないかと。その対応の不備を内部通報者に課すのは適切ではないのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

○升田委員 ちょっとすみません。最初の問題は、別に田中委員にお伺いしているわけではなくて、事務局のほうに一体どういう前提で議論をしているのかということであって、別に田中委員にそこをどうのこうのという質問ではありません。

○宇賀座長 それでは、事務局からお答えいただきます。

○加納課長 恐らく升田先生の御質問の趣旨としましては、この不利益取扱いというものがあまり広範になり過ぎるとそれに行政処分を設けることは、いわゆる比例原則といえますか、そういう観点から問題があるんじゃないかと、こういう御指摘かなというふうにお聞きしながら承りましたが、そこはちょっと更に詰めなければならないというふうにお聞きしながら思いました。

このペーパーで書きました不利益取扱いといいますのは、どちらかというと田中先生がおっしゃったのに近くて、現行法の不利益取扱いという条文は5条に出てまいりますけれども、これは解雇のような法律行為だけではなくて、いわゆる嫌がら

せといたしますか、そういったものも広く含むというふうに解釈をしておりますので、逐条解説などにもそんな記述がございますけれども、そういったものを前提として、更にそれについて実効性担保の観点から行政措置を導入するということが議論のテーマであるというふうに思っております、もともとなぜ行政措置を手当てをしなければならぬかということに関して、光前先生からも御指摘がありましたけれども、不利益取扱いを受けた通報者がその救済を求めるのに民事裁判によるということであると、なかなか民事裁判のハードルが高いケースがある、ということがそもそもその問題の出発点であったということでもありますので、そこは解雇に限らず事実上の不利益取扱いを受けた場合の損害賠償請求訴訟を起こす場合などにもあり得るのではないかというふうには思っております。

○**升田委員** 今、お聞きすると余計疑問が生じるんですけども、まず嫌がらせという具合におっしゃいましたけれども、従来から事実上の、言葉がなかなか正確に出ないところありますけれども、嫌がらせ等含めた差別のようなものも含むというような議論があったかと思うんですね。嫌がらせというのは非常に広いんですけど、仮に課長の今の前提で話をしますと、対応が非常にあり得る嫌がらせをやめれば原状回復になるということなんですか。

○**加納課長** 済みません。嫌がらせというのは、ちょっと不適切であったかもしれませんが。私も現行法5条の不利益取扱い以上のものでもないし、以下でもないという前提でございます。

その5条の不利益取扱いの中身としましては、逐条解説の記述によりますと、例えば専ら雑務に従事させるなどの就業環境を害すること、というようなものも書かれ、例示として挙げられておりますので、そういうものを念頭として嫌がらせと言った趣旨でありました。私の発言についてはそういうことでございます。

○**升田委員** すみません。一言だけ。この検討会、こちらのワーキングではなくて、検討会の最初の頃にもっと広く含むべきである、という意見が確か幾つかあったと思うんですね。やはり先ほどの課長の御指摘のとおり、その外延がどんどん、どんどん広がっていくと行政処分をするということの根拠がなくなっていくんじゃないかということと、仮に皆さん方のお考えの立場に立ってもですね。

それからもう一つは、原状回復するとは、一体どういうことをどうすれば原状回復になるのか、そこが分からないと今度は結局処分に従ったかどうかという判断も非常に分かりづらいわけですね。そうすると「何もやっていないんじゃないか」という指摘をされたときに、「いや、嫌がらせはもう終わっています」と、「いえ、まだやっているだろう」なんていう無駄な議論になると、それがどちらのほうに不利益になるかということ、やはり現在の検討の流れから言いますと企業側に課せられるわけですね。処分を争わないといけないということになりますと、それはやはり非常に証明が、争いをすることが非常に困難になってしまうのではないかという気が

いたします。

それから行政処分を安易に導入すべきでないというのは、先ほど来と申しますか、この検討会なりワーキングの基本的な前提として、訴訟というものをやるという意味がないというか、それを待ってられないと、こういうような御指摘が多々あるわけですが、それでも、それであれば一つは、雇用関係であれば現在もちろん労働関係の色んな制度も整備されていますけれども、仮処分だってあることはあるわけですね。仮処分は相当色々柔軟に対応するという実務、少なくとも労働仮処分については対応しているんだろーと思しますので、そういったやはり制度も一つ考慮していただきたいというのと、もう一つは、やはり基本的には「権利の上に眠るものは保護されない」というのは、別にこれは難しい課題ではなくて、古今東西言われてきたことでありまして、まず国法上認められている手段を本当に使って、どこが本当に問題があるのか。最初から問題だ、問題だとおっしゃっていると、何となく雰囲気としてそうかなと思われる方が何%かあるというのは非常に残念なことでありまして、それを前提に議論を進めるというのは誤りであると個人的には思います。

○宇賀座長 光前委員、どうぞ。

○光前委員 升田委員の意見も分からないではないんですが、現実には先ほどお話ししたとおり、雇用機会均等法と、それからパート労働法と、それから育児法については、その法律に基づいて権利行使したことによって不利益処分を受けた者に対しては、特別な行政の救済制度を設けて実際に運用しているわけですね。去年1年間の相談件数は、もう何万件という単位で発生しているわけです。それをもう行政機関が処理しているわけですね。

公益通報者保護法というのは、今や労働法の一分野みたいになっていて、労働法の体系書で扱わない方はないぐらいのものなんです。そこに一つ入れ込むだけのことで、私は公益通報したことによって不利益を受けた場合の社会的な問題性ということについては、例えば育児休暇をとって、それを理由に不利益処分を受けた場合よりもっと大きな意味があると思うものですから、さっきの三つの法律について行政救済制度を設けているのであれば、同じように公益通報者保護法に基づく公益通報したことによって不利益を受けた者に対しても同じような簡易な救済制度を設けるべきだというふうに考えたのです。

不利益の内容について非常に曖昧になると言われていますけれども、それはさっきの三つの法律で不利益がないかという判断する場合と全く同じなわけで、そこは行政機関が適宜きちっとやっていると思うんですね。だからそれは今後、それがもしまだきちっと行われてないということであればそのシステムをもっともっと強化していく必要があると思うんですけれども、少なくとも公益通報者保護法に関して雇用機会均等法と同じような形で行政救済制度を設けるということについては何も心配する必要がない、升田さんが言われるような御懸念って何もないような気が



するんですけれど。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 まず、不利益取扱いの中身が不明確で、障害があるのではないかということですが、それはやはり今御意見があったように、行政機関のほうで「これこれこういうことをやめなさい」と、あるいは「これこれこういうふうには人事処分を戻しなさい」とか「修正しなさい」、そういう具体的なケースの中で勧告等がされていくわけですから、あらかじめそれが全部列挙してあって、それに外れたからどうこうという問題ではなくて、個別ケースの中で行政が社会通念上嫌がらせになるような行為については具体的な指示を出していくということですから、そこは問題ないのかなというふうに思っています。

それから民事裁判があって、仮処分もあるから、それを使えばいいんだということですが、それも現にやって苦労されている通報者という方がたくさんいて、そういう前提でやっぱり民事的なものだけではなくて、より負担の少ない形での救済措置なり予防措置というのを考えていこうということですので、「権利の上に眠る者は許されない」という、そういうことで今までやってきたのでうまくいかなかった部分をどうするか、という議論をしなくてはいけないだろうというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 またこれも申し上げるのもあれなんですけれども、普通、裁判を起こすときには皆同じなんですよ、苦労は。どういう負担があるかというのは皆同じで、勝ち負けというのは裁判官がどういう裁判をするかという、色々心配しながら審理をずっとやっていくと。これはもう別に公益通報の問題であろうとほかの訴訟の案件であろうと、まず同じなんです。ですから突出して公益通報について問題があるということは、特段の事情があるとは到底思えないんですよ。ですからそこはほかの裁判が非常に簡単に行われているというような印象がありましたら、それは是非払拭していただきたいと思います。

○宇賀座長 光前委員、どうぞ。

○光前委員 ちょっと公益通報の場合には特別な事情がありまして、これは公益行為をやったことに対して報復を受けたわけなんです。別に自分の利益を追求するためにやったことによって不利益を受けているわけじゃなくて、社会、公共のためにと行ってやった行為に対して報復を受けたわけなんです。そういう場合については行政機関が簡易に救済手続をとるということは、もう当たり前のことじゃないかと思うんですよ。

それがまず1点と、それから先ほど田中委員が言われた救済制度というのは、ま

さに韓国の公益通報者保護法がとっている制度で、あそこは国民権益委員会というところが処分をして、その処分に対して事業者側が行政訴訟を起こすという、そういうスタイルになっていて、まさに田中委員が言われたようなスタイルなんですね。私もそれが一番いいと思うんですけども、日本の現状ではそれはちょっとできないだろうということで、先ほど言ったような形の労働局の雇用均等室みたいな機関を使った形での簡易迅速な救済制度というのを考えているわけで、理想的には私も田中委員が言われたような形で救済するシステムが、特に公益通報したことによる不利益を受けている方に対する救済方法としてはベストだと思っていますけれども、次善の策としては、私としては労働局の雇用均等室の利用ということを御提案しているのです。そこはちょっと御理解いただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 まず一つは、韓国の法律を参照するという事は、最初に申し上げましたように、もっと広くやはり検討いただきたいと思います。韓国にあるからここでどうのこうのという根拠は、そもそもないという具合に思います。

それから二番目に、公益通報に係る訴訟が特別だ、とおっしゃいますけれども、もちろん色々論文はお読みだと思いますけれども、第二次世界大戦後、相当早い時期に日本では公共訴訟といひまして、訴訟自体は民事あるいは行政の個別の訴訟ですけれども、それが社会一般に与える影響、公益的といひますか、公共的な性格を持った訴訟を提起することによって社会をその方向に導いていこうと、こういう訴訟というものが提唱されまして、それを実践した訴訟もあるわけですね。これは光前委員も当然御存じの色んな訴訟が過去提起されているわけですし、ですからそういう意味においては民事の訴訟だからといって公益的な考え方あるいは公共的な考え方というものが全くなかったわけではないわけで、そういう事件では訴訟を前提として色々議論が行われてきたと、これが日本の司法の歴史だということも是非御留意いただきたいと思います。

○宇賀座長 山口委員、どうぞ。

○山口委員 中小企業であれ大企業であれ、施行から10年以上経つという時期においては、ある程度やはりこの公益通報に関しての知識を得て、またそういった仕組みも作っていく必要があるかなと考えております。これはこの間の景表法の7条の改正でも中小の事業者でもやはり景表法の趣旨を実現するための仕組みをきちんと理解しなければいけないということの根拠になっていると思うんですけども、同じように公益通報についても仕組みをある程度中小企業も理解をしていかなければいけないということはあるんですが、やはり立て付けとして、この不利益取扱いをやってしまったと、事業者が不利益な取扱いをしたと。これを認定するに当たっては、どこまでの事実を例えば行政が判断するのか。本当にそのもとになっている不正事実、

公益事実、公益通報の事実まで含めて認定をして、その上で不利益な処分があったというのか。それともそこはもう判断せずに、とりあえず事実行為として不利益があったと見るのか。これはその違反があった、勧告があったというふうに言われる側の企業にとっては非常に大きな問題だと思いますし、その辺の判断というものを、これは運用の問題かもしれませんが、慎重にしていかないと何か企業側が非常に逆に大きな不利益を被ってしまう可能性があるかなと危惧しております。どうしてもこの検討会は、公益通報がある意味非常に正しかったというか、正義であったということで、成功例、失敗例、色んな事例が取り上げられたことがありますけれども、やはり然るべき調査もされず、若しくは不確かな事実で企業側が不利益を被ったというような事例も実際には多くあるということもありますので、この辺は非常に慎重な判断をお願いしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 行政措置をやる場合の行政機関側の立て付けについて、先ほど地方労働局の雇用均衡室のようなものをイメージしてはどうかという意見があったんですけども、私のほうはもう少しきちんとした形で、消費者庁なら消費者庁なりのきちんとしたところに権限を持った受付、調査機関を作るべきだろうというふうに思っています。

行政の肥大化ということがペーパーの中にも指摘してあるんですけども、結局公益通報者保護法が機能しなかった場合の行政コストと、それが本当に機能した場合の行政コストを考えると、結果としては機能したほうが行政のコストとしては安くなるだろうというふうに思っています。要するに行政は色んな形で情報を集めて、それなりの手間をかけて調査をして、処分に至ると。そのときに公益通報者保護法が機能しているメリットというのは、やはりかなり核心の情報に近いところにいる人がよく事情を知っていて、その人が証拠を持ち出すかどうかはともかくとしても、どこにどういう証拠があるかというのは大体分かっていると。ですから行政としてあまり無駄なく的確な措置がとれる可能性が高いわけですね。そういうものを推進しようというのが一つは公益通報者保護法の大きなメリットだろうというふうに思っているんですけど、逆にそれが機能しなかった場合に結局どうするかというと、手探りの中で行政として色んな調査をし、ヒアリングをし、ようやく核心にたどり着く。でも企業のほうも色んな隠蔽工作なんかをして、それで結局調査が無駄になるようなこともあったり、色んなコストをかけてしまうわけですけども、そのところをかなり内部の事情を知っている人、不祥事についてのよりの確な情報、証拠を把握している人が通報するというのをフォローするということは、行政全般としてあらゆる行政処分にまたがって非常にメリットがあるというふうに思っています。ですから行政の肥大化というところを検討するときは、目先の調査機関を

作ることのコストだけではなくて、それによってほかの省庁も抱えているような色んな負担をどの程度下げられるかという視点で是非検討していただきたいと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 光前委員のようなお考えでやる場合、厚生労働省の場合は都道府県に労働局を持って、そういう出先機関を持っているわけですね。そこが様々な監督行政を含めてやっていて、そのもとに有識者の力も借りて、という形をとっているから各都道府県でできるわけで、これを新たに各都道府県に置けるか。全部に置かなくてもいいかもしれませんが。しかし、やっぱり相当なコストがかかるということは考えなければいけないので、そこを一つ考えておく必要があると思えます。

仮に今のを利用するとすると、通報対象者をどこにするかという問題と関わってきて、労働者、またそれに派遣労働者、あるいは一定の範囲を広げようという議論がありますね、対象者を。そこは十分可能だと思うんですが、そうでない範囲についてはどうするのかという問題が多分浮上してくるんじゃないかというのが、これは疑問といいますか、あるんです。

それからもう一つは、公益通報の場合は、一つは、それが公益通報だったかどうかという判断をしなきゃいけないということと、もう一つは、それを理由とした不利益取扱いかどうかということ判断をしなきゃいけないわけですね。ですからそれを理由とした、という判断というのは、これはやっぱり相当、僕は労働関係法規しか念頭に浮かばないんですが、結構大変なことなんで、新たに今ある労働委員会なり労働局と別に作るというのは、これかなり厳しいのではないだろうかというふうには思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。それでは、続きまして、不利益取扱禁止違反への刑事罰の検討に移りたいと思えます。

この論点の概要につきましての説明を、資料3をもとに事務局からお願いします。

○佐藤政策企画専門官 では、26ページからになります。「1 保護法益について」と書かせていただいておりますけれども、ここは前回の確認の箇所でございます。現在刑事罰についての導入を検討しておりますが、現状のところ現行法においては違法解雇等は不可罰になっておりまして、こうした現行法の状態で通報を理由とした不利益取扱いに対して刑事罰を科すとした場合、なぜ違法解雇等と区別するのかといったところを考える必要があるといったところを前回申し上げました。

その点に関しましては、社会的国家的法益を考える必要がございます、内容としては、通報内容に関する行政作用ですとか通報内容に関する法令の遵守が考えられるところがございます。

この点に関連しまして、行政作用のみを保護法益として考えた場合には、行政作用の発動を求める者は行政機関への通報である2号通報に限定されるため、保護すべき通報としても2号通報に限定されるのではないかと。

他方で、保護法益を通報に対する法令の遵守まで広げて考えた場合には、そのような法令の遵守を求めるといった点では内部通報である1号通報ですとか、マスコミ等への通報である3号通報に関しても変わりはないので、それらも保護対象とするのが整合的であるかなというふうに考えられるところでございます。

続きまして「2 通報に対する不利益取扱いに対して刑事罰を設けていない個別法との平仄について」というところでございますけれども、前回のワーキング・グループにおいて、児童福祉法等においては通報に対する不利益取扱いをしてはならないというような規定はあるけれども、そのような規定違反に対しての刑事罰が設けられていない法律もありますので、それらとの平仄等について慎重に検討する必要があるのではないかと、といった意見が出されました。

この点に関しまして事務局で考えたところではあるんですけども、そのような児童福祉法等が通報内容全般、通報内容が重大なものであってもそれに対する不利益取扱いについては不可罰としているんだということであれば、それはなかなか公益通報者保護法において刑事罰を設けることは難しいところではあるんですけども、そのようなことでなければ、ある程度通報内容を一定の範囲に絞った上で科すとする。例えば通報内容が犯罪行為に関するものですとか、人の生命・身体に関する重大な危険が迫っているといったようなものが通報内容であるといった場合に限りて刑事罰を科すということにすれば、それら個別法との平仄といった問題はある程度解消されるというふうには考えることができないのかな、といったところについて御意見いただければなというふうに思っております。

ポイントとしては以上になります。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等をもとに不利益取扱い禁止違反への刑事罰について御議論をお願いいたします。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 2点あります。

まず、ほかのところと、この第2の刑事罰のところを比較してみると、ほかのところは「何とかについて」というところで、そもそも基本的に設けるべきかどうかという必要性その他について議論があり、かつ前回のワーキングにおける意見というのをまとめて、想定される考え方という論理で全て記載されているわけですね。

ところが卒然、この26ページになると、そういうところは抜きに、あたかも刑事罰を前提とする記載のみなんですよね。これは一体どういう意図であるのかというのがまず疑問だと。もし分かるのであれば伺いたい。

2点目は、前回あるいは検討会の席上で私も縷々、反対であると。こういうところで可罰性の問題を議論しても実際にそれは決められるものじゃない、というようなことを縷々申し上げて、今日の段階でも先ほどの企業に対するやはり非常に大きな負担もある。特に中小企業に対しては刑事罰を科すということ、それから前回山口委員からも確か御指摘があったと思うんですけども、同じ従業員の中で上司も刑罰の対象になり得るのかと、こういうような色々なきめ細かい議論があったと思うんですね。そういうことが一切経過も捨象されていますので、これは一体どういう議論の仕方なのかということと、きちっとそういう意見も指摘した上で、是非議論していただきたいということです。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 今日の行政措置の議論も踏まえて、非常に分かりづらいと思うのが、不利益処分を受ければ刑事処罰になると、抽象的に言うと何となく頭で理解したような気になるんですが、実際問題として、先ほど島田委員もおっしゃいましたけれど、不利益処分を禁止するに当たっては、どこまで遡って事実を認定するのかと。やっぱり公益通報の中身はどうか。例えば、公益通報の中身が全くの嘘だったら、その刑事罰はどのような条件のもとで有罪なのか、無罪なのか。よく分からない部分もありまして、やはり刑事罰を科すということになると、非常に理屈の上でも詰めておかなければいけない問題があるのかなというふうに、ちょっと疑問を感じる点と、それから今回保護法益ということで、問題の整理をされておられますけれども、ちょっとこれは私が勘違いしているのかもしれませんが、ここでは処分又は勧告をする行政作用と、通報内容に関する法令の遵守というふうな形で整理をされておりますけれども、そもそも例えば不利益処分にこういう刑事罰を科すのであれば、例えば公益通報制度の適正化といいますか、そもそもそういうこと自体も保護法益に含まれないのだろうかとか、私がちゃんと専門性がないものですから、頓珍漢なことと言っているかもしれませんが、もう少しこの保護法益の問題もそういったことも含めて議論していくべきじゃないのかなと。ちょっと2点ほど疑問点を感じましたので、指摘をしておきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 先ほど山口委員がおっしゃった公益通報制度という制度を保護するということに分けると、多分この法益のところの上がっている通報内容に関して処分や勧告する行政機関の行政作用ですとか、あるいは公益として通報の内容になっている法令違反を防止するとか、そういうことになるということかなと思います。

また、升田委員からは、処罰する方向で書かれているんじゃないかという御意見があったんですが、処罰するとするとういう説明があり得るのかということまで

一パーを書いていたのかなというふうに思います。

このような考え方があり得ると思うんですけれども、児童福祉法や障害者虐待防止法の挙げている虐待等が比較的軽微なものかということについては、ちょっと異論があり得るかと思いますが、特に生命、身体に対する危険性の高いものに限定するとか、何らかの限定を付して直罰を科すということが、およそ説明が付かないことではないと思うんですけれども、しかし、それを前提としてそういう直罰規定を設けることに賛成かというのと、やはり私は結論として反対というか、消極です。一つには、不利益取扱いを禁止、処罰することで将来そういう同種の犯罪行為を行われることを防止するというのは、かなり間接的な防止の仕方です。犯罪行為があったらそれ自体を処罰するというのは、これは当たり前のことですが、犯罪行為を通報したことによって不利益取扱いが行われている。そういう不利益取扱いを放置しておくとして将来そういう通報が行われなくなって、犯罪行為を防止できなくなるというのは、確かに防ぐべき事態ではありますけれども、かなり間接的で、そこに直ちに刑罰を科すということについては、やはり慎重であるべきだというのが1点です。もう一つは、先ほどの行政処分とも関わるんですけれども、現在の公益通報制度が不利益取扱いの防止において十分でないということが仮に前提としてあるとして、そのための改善策としては、刑法の世界では刑法の謙抑性ということを言うんですけれども、やはり刑罰というのは最後の手段であって、まずは他の手段を試してみるべきだろうと思います。その手段としては、先ほど来、挙げております行政が勧告をして、公表するというのは私はあり得る制度だと思いますので、法改正としては、まずそれを試してみて、それでも不十分である、なお不利益取扱いが横行して更に強力な制裁手段が必要であるということになったら、更に刑罰を検討する。その際には当然ほかの制度との平仄や構成要件の明確性も十分に考えた上で、検討するというのが順番であって、直ちに今回直罰を提案するというのは、やはり適当ではないと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 今の佐伯委員の御発言には賛成なんですけど、労働関係法規で見ても、確かに労働基準法というのは、全てではありませんが、ほとんどが罰則付きという作りになっていますけれど、80年代からできた派遣法にしても、あるいは男女雇用機会均等法にしても、障害者雇用促進法等でも、刑罰については相当抑制的にしています。

それからもう一つ言えば、集团的労働関係の不当労働行為というのは、昭和20年にできた労組法時代は刑罰をもって禁止をする、という仕組みを採りましたけれど、現行の昭和24年、1949年の法律からは罰則をやめて、基本的には原状回復主義といえますか、こういう制度で採っていった。これはやっぱり全体として刑罰というのを労働関係に持ち込むということについては、ある程度限定をしていって、一番基

礎的な部分について残していると、こういうものだろうというふうに思います。

それとの関係で、例えば不利益取扱いということが解雇であったり、あるいは配置転換であったり等というときに、労働関係法規では特に刑罰ということではないにも関わらず、それが場合によって刑罰たり得るということになるのは、やっぱり労働関係においてはかなり混乱をもたらすであろう、というふうに思いますんで、そこはちょっと考える必要があるでしょうし、さっきも言いましたように、「利用して」という部分は相当いずれの判断か、よく不当労働行為事件でも言われますけれど、どちらが主たるものかということ判断する側が判断するというところにどうしてもなりますんで、これを可罰的に捉えていくというのは極めて危険じゃないだろうかというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 まず保護法益の関係なんですけれども、通報者の個人的法益について今回の資料3の中ではあまり触れられてないようなんですけれども、前回通報者の表現の自由について個人的な保護法益として考えられないかという話はしたと思うんですけど、これについてどういうふうな御見解なのかというのはちょっと事務局のほうにお聞きしたいということと、それから刑事罰については、最終的に行政措置をかけて、命令まで行って、それに従わない場合の刑事罰の問題と、それから直罰の問題があると思っていて、ここでは主に直罰規定の話をされているのかなということなんですけれども、命令違反について刑事罰を科すということについてはどうなのかということについてもちょっとお伺いしたいと。

個人的な意見としては、刑法の謙抑性とか、御指摘のような問題はその通りだと思わすけれども、やはり明らかに悪質なケースで、これは社会的にも許容しがたいというケースの場合には、最後の伝家の宝刀的に置いておく、というのは一つあるのかなと思っています。やはりそれは通報者を明らかに、あからさまにいじめるということに対して、結局行政なり国家権力としてそれに対して何も対処できないということではやはり困るということです。公益通報者保護制度をきちんと通報者を守って機能させていくんだということの担保として、やはり刑事罰というのはあってもいいのかなと思います。

それで27ページのところに、絞り込みの考え方を書かれていると思います。人の生命・身体に対する切迫した重大な危険に関するものであるとか、あるいは真実相当性を有する場合であるとかというふうにあります、更に、絞りをかける不利益取扱いも限定列举のものに限るとか、色んな絞り方があると思わすけれども、やはり悪質なものに限定して、恐らく実際に使われる場合はあまり想定できないかもしれないけれど、あまりにひどい場合には刑事罰もあるんだよという規定は置いておいてもいいのかなというふうには思っています。



○宇賀座長 ありがとうございます。

○加納課長 拝師先生の御質問以外のところにつきましてちょっと触れつつ、可能な範囲でお答えしたいと思います。もともとこの刑事罰の話は、やはり不利益取扱いに対する抑止効を高めるということで、こういった制度的手当を検討すべきではないかという御指摘が検討会でありましたので、それを受けて、私のほうで色々考え方を構成したものであります。

ちょっと資料の構成について升田先生から御指摘がありまして、そこは申し訳ありません。注意したいと思います。これは導入ありきのこういうペーパーではなくて、佐伯先生におっしゃっていただいたように、導入するとすればこういう考え方で整理をしていくことが考えられるのではないかと。刑事罰を導入するとした場合、イの一番に保護法益は何なのかということ考えなければなりませんし、構成要件の明確性というのは当然念頭に置かなきゃならないということを前提とした上で、前回の御指摘も踏まえて作ったものであります。

構成要件の関係で刑罰を受ける主体が、不利益取扱いをした者が誰なのかという御指摘が升田先生からございまして、そこは確かにあるというふうに私どもも思っておりますが、類例である原子力等規制法や労働基準法の書き方が、要するにざくっとした書き方で既にあるということは…。

○島田委員 ざくっとはしてないよ。

○加納課長 失礼しました。要するに上司なのかどうかというのは、その条文の読み方で当てはめているんだというふうに思われます。そこは要するに、役所は割と前例が幅をきかせるところがありますので、限定的な範囲であるというのはそうなんですけれども、前例があるというのは検討する上では非常に大きいというところはあります。

その実情がどうかというのは、更に運用を調べる必要があるかなというふうに思っております。

拝師先生がおっしゃった表現の自由の話は、あり得るかなとは思いました。といいますのは、つまり名誉毀損みたいな感じで考えていくと、こういった公益通報、通報を保護するというのにちょっと近いような、通報の違法性が阻却されるとかいうようなのに近いところがあるのかなという気はしないではありませんが、ただ、やはりこの法律の中で罰則みたいなものを導入すると考えると、やはり社会的な位置付けといいますか、まさに公益に資する通報が不当に抑圧されることによって社会全体の不利益が生じるんだというところを求めるのが一番考えられるんじゃないかということで、やはり社会的法益でありますとか国家的法益というふうに26ページに書かせていただいておりますので、そこを主眼にするのが仮にこれについて検討するのであれば近道ではないか、というふうに考えたところがございまして、申し訳ありません、それ以上は事務局としては考えが及ぶには至っておりません。

それから命令違反の罰則につきましても、これはそもそも行政措置として命令制度を導入できるのかというところがありますけれども、仮にできればそれに対して罰則で担保するということなら制度的にはあり得るものというふうに思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 今の表現の自由のところの補足なんですけど、要するにそもそも表現の自由という権利自体が社会性を持っている権利というか、幸福追求権とか、どちらかというと純粋に個人的な人権というよりは、社会性を持った人権だということなんです。ですからそういう意味では公益のための通報ということが、単にその人の願望というか、自己実現のためにも資するんですけど、社会的にも一定メリットがあるという、そういう意味では社会性のある権利であると。強いて言えばもう個人的法益に入るんでしょうけれども、そういう趣旨で申し上げていますので、ちょっと気にとめていただければと思っています。

○宇賀座長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 今後、改善していただけるかという気も期待したいとは思いますが、考えてみますと、それぞれの項の立て方が、一つは、例えば意見についてとか、何々についてとか、色々あるわけですね。非常に積極的な方向で何々についてと書いてあるのもあれば、そうでない、非常に中立的といいますか、あまり価値判断が含まれていないという書き方もあるわけで、考えてみれば全部意見は意見なんですよね。だからそこをきちっとどういう書き方にするかというものをやはり検討いただく必要があるのではないかという気がするわけで、何々であるという意見についてということを書かれて検討すると、それ当然ですけど、それに反対する意見もあるわけで、それについて何々であるという意見だけを根拠付けるような意見だけ書かれると、私など1回も登場する機会もなく終わってしまうと。別にこれ皮肉で申し上げているわけではなくて、まさにこの26ページなど、私、随分色々申し上げたつもりなんですけれども、一個も採用していただけていないという、今日の最初の発言に戻るんですけども、そうしますと最初に保護法益があるのではなくて、むしろ刑罰を科すのが相当かどうかとか、もうちょっと表現を考えていただかないと、それについて色々、甲論乙駁あるわけですから、そうすると登場しない意見も多々出てくるというおそれもありますので、是非それぞれの項目を立てることに、非常に当たり前ですけど、ほかの文書もそうですけれども、相当の価値判断が入っているわけですから、そこが事務局がお作りになるといってもこれワーキングの報告書に仮になるとすれば、そこが項目だけで議論が出てくるおそれもなしとはしない、ということでもありますので、是非そういった細かいことのようなんですけど、非常に本質的なことですので、そこは御留意いただきたいと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 先ほど拝師委員から表現の自由の侵害という御発言があったんですけれども、表現の自由は大事なものですけれども、表現の自由の侵害それ自体を処罰するというのはちょっと考えにくいと思います。もちろん暴行、脅迫を用いて侵害したとかというような場合に強要罪等になることはあっても、表現の自由の侵害自体が刑罰の対象となるということは、従来の考えで言えばないんじゃないかと思います。

それから、行政命令の制度をもし導入するのであれば、命令違反に対して刑罰が科されているのが普通で、逆に科さないほうの理由が必要になると思います。

ただ、これまでの議論では、行政命令制度というのはハードルが高いという印象は持っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 通報を受付けた者が通報者についての氏名とかその事実を情報漏えいしてしまうようなパターンについては、これは別途検討されるということでしょうか。

○宇賀座長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、お時間の関係もございますので、本日の議論はここまでとさせていただきますと存じます。

活発な御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

更に御意見などがございましたら、事務局に御連絡をしていただければと存じます。

次回は、通報に関する秘密の保持及び事業者外部への通報の要件の検討に入りたいと思いますので、事務局は論点の整理等、次回の準備を進めていただきたいと思います。

---

#### 《 4. 閉会 》

○宇賀座長 それでは、最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○加納課長 本日は、どうも活発な御議論をありがとうございました。

升田先生の御指摘は十分踏まえて、これから作成をする際には念頭に置きたいと思います。

次回の検討会でございますけれども、日程は既に調整を進めさせておりますけれども、改めて後日、正式な開催案内をお送りさせていただきます。

本日の議事要旨につきましては、皆様に御確認をいただいた上で公開をさせてい

ただきたいと思います。

なお、来週火曜日でございますけれど、7月5日ではありますが、これまでのワーキングにおける検討状況につきまして、検討会のほうへ中間報告という形で行いたいというふうに考えております。これにつきましては、座長と事務局のほうで御相談させていただいた上で、対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

(以上)